



始



76
287

大正三年九月

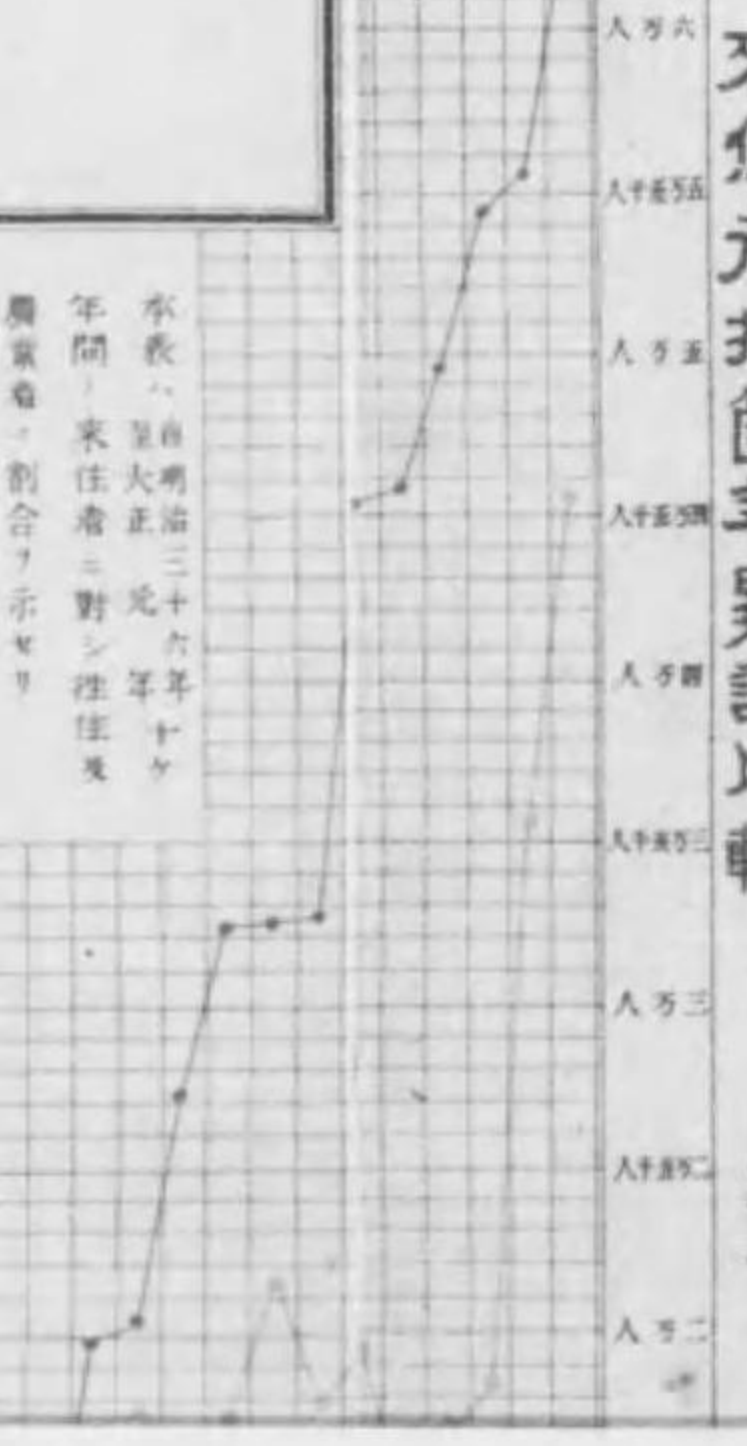
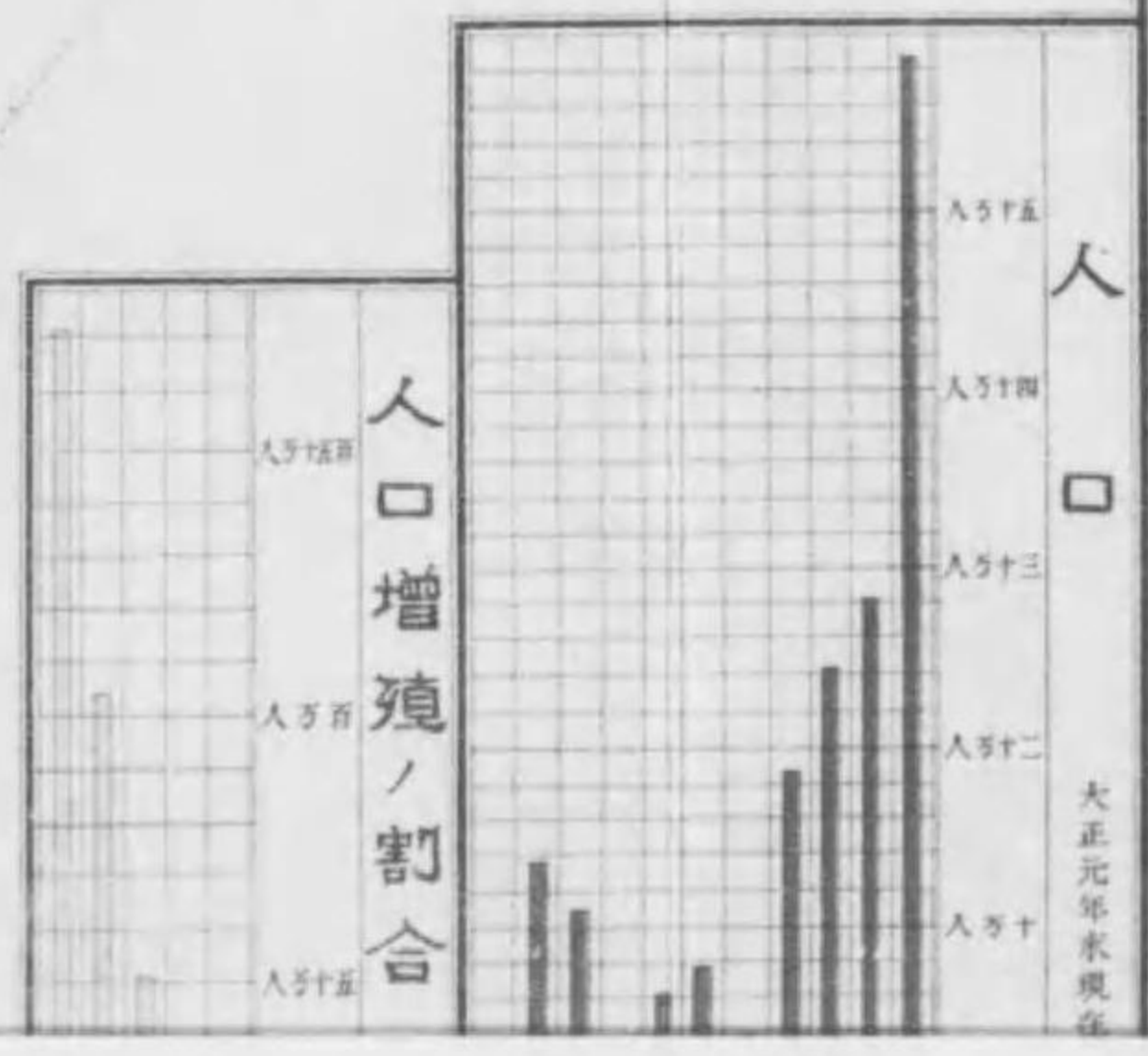
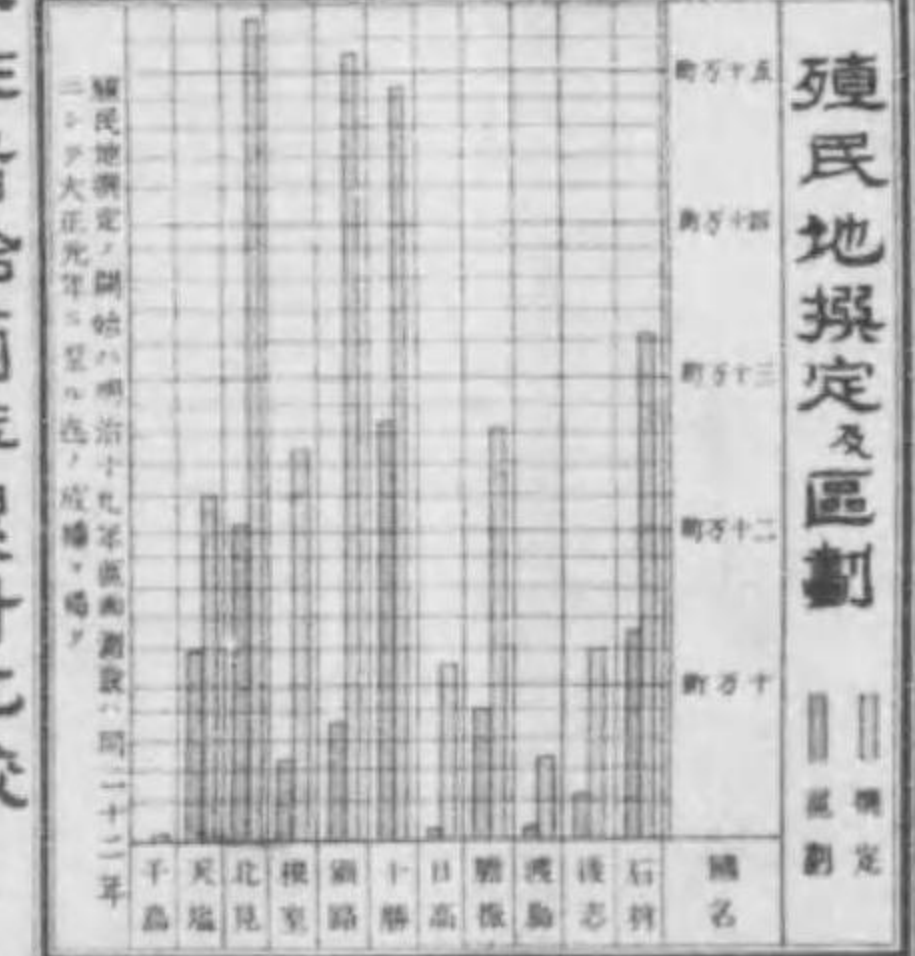
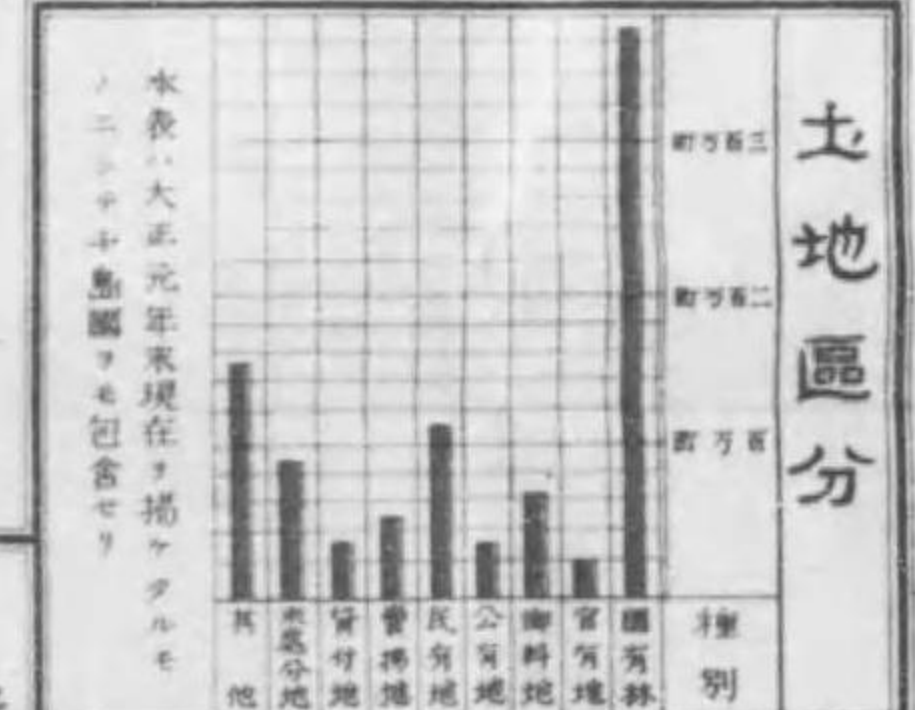
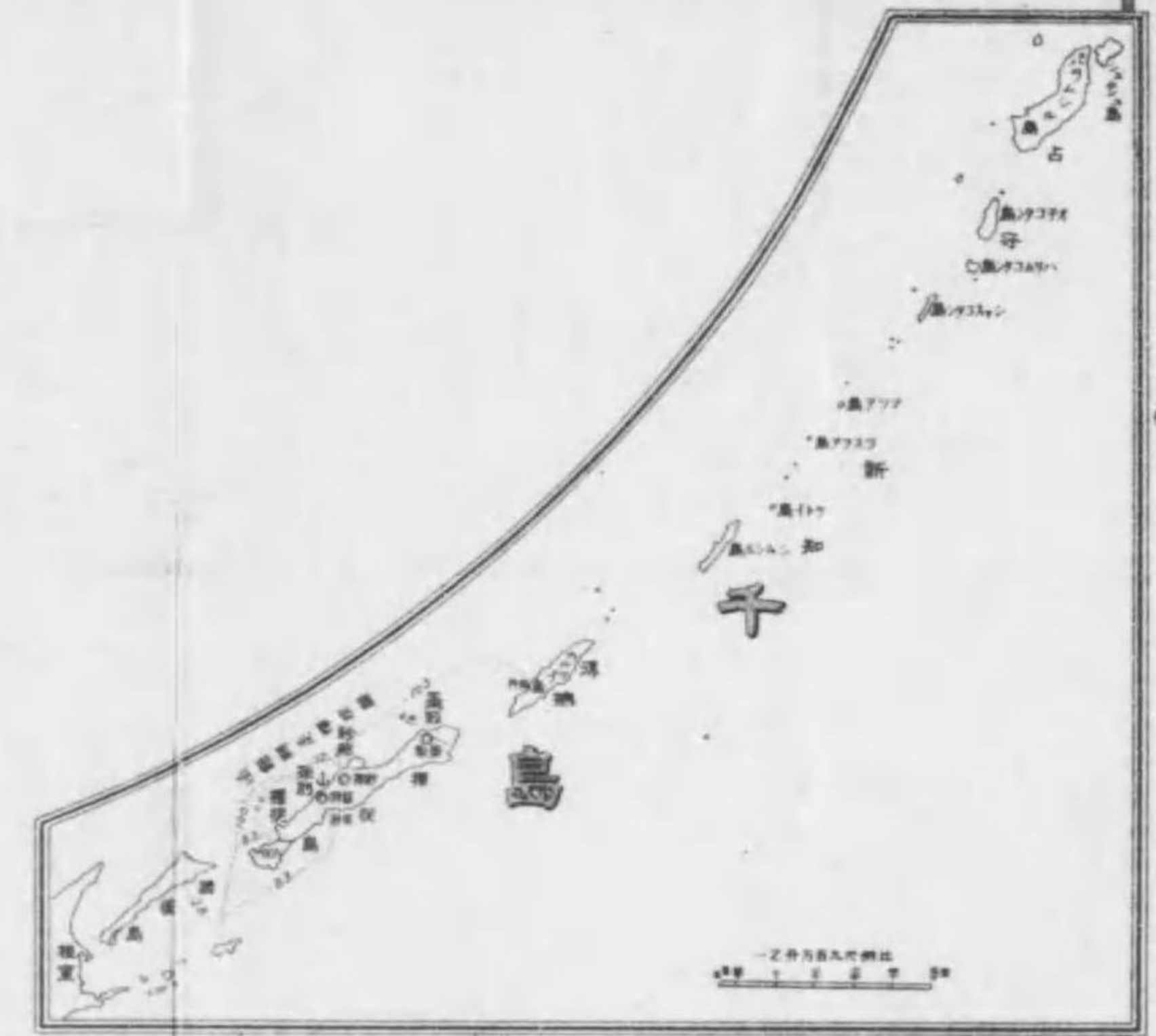
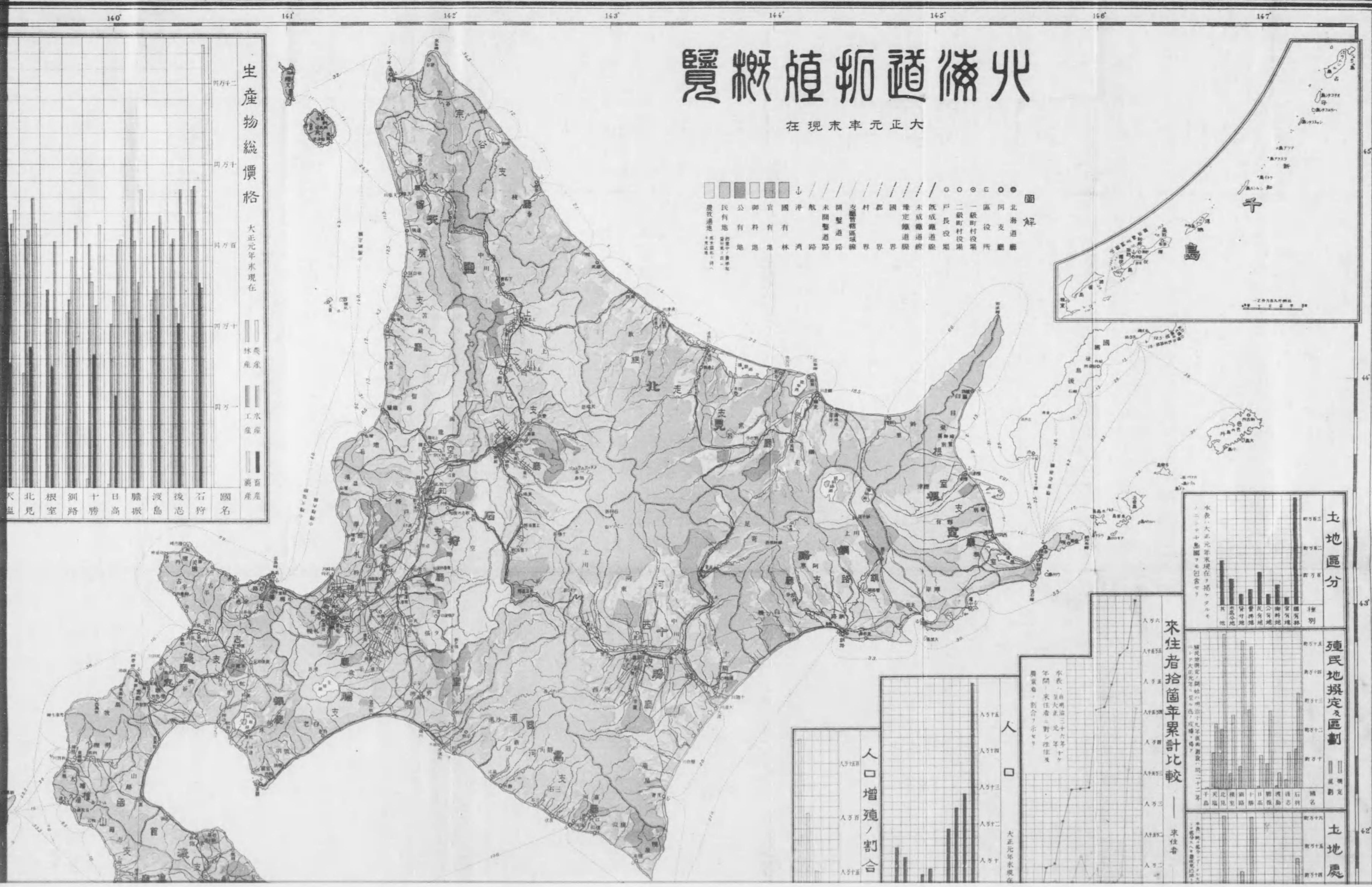
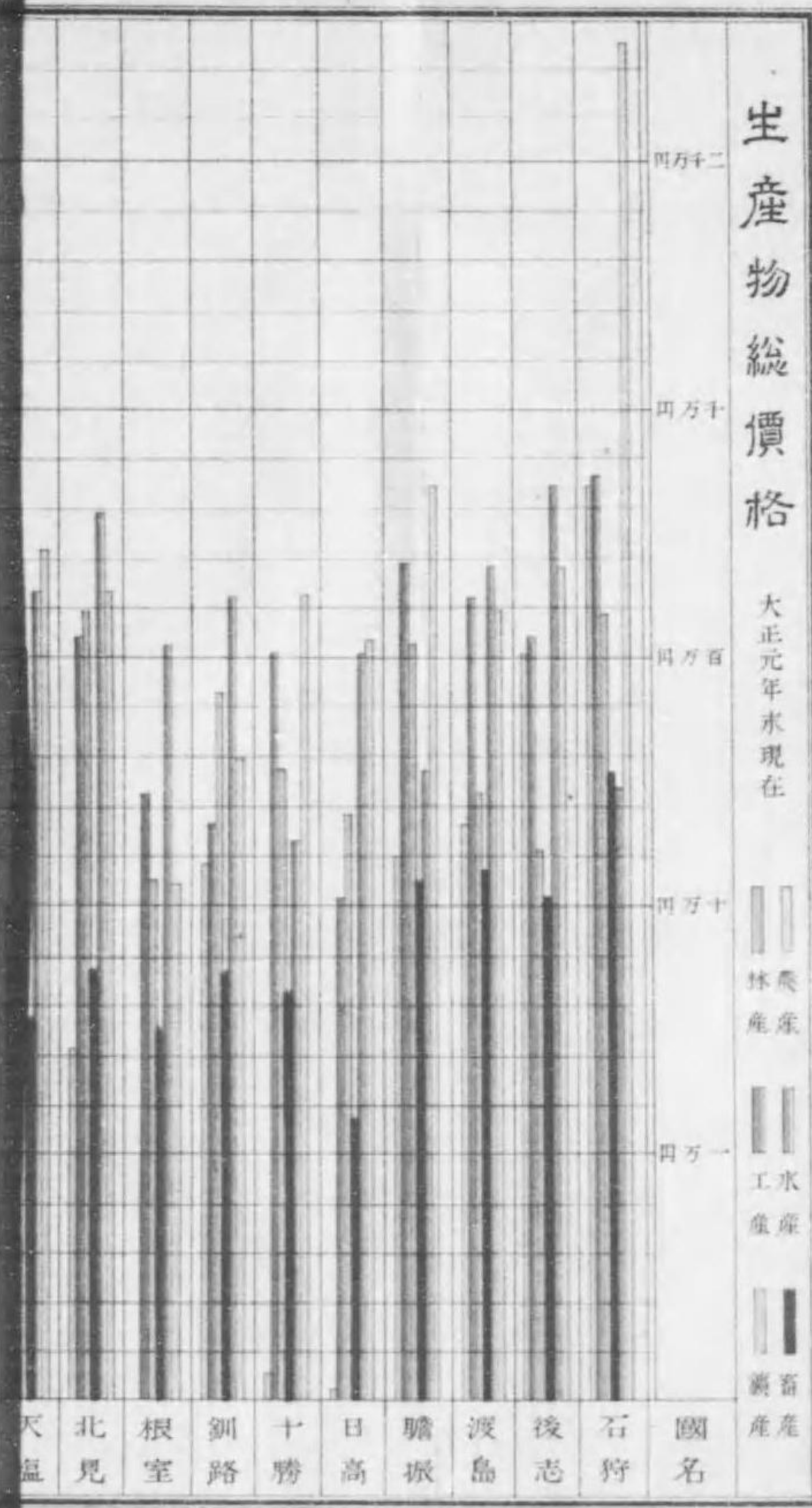
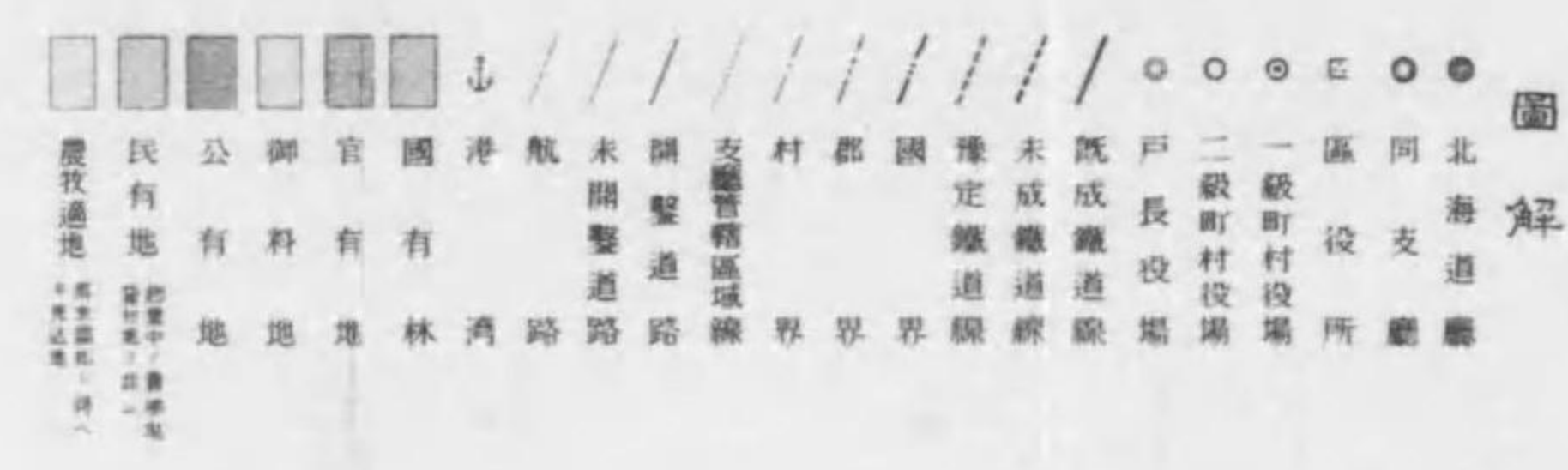
訂改 北海道拓殖の進歩

北海道廳



火漣道拓殖概覽

在大正元年末現在



76-287₁₂

北海道拓殖の進歩

目次

第一章 地理	一頁
第二章 沿革	六
第一節 明治維新以前	
第二節 開拓使及三縣時代	
第三節 北海道廳時代	
第三章 行政	二
第一節 行政組織	
第二節 行政の概要	
第四章 戸口及移住	一七
第一節 戸口の増加及其の分布	
第二節 移住の沿革	
第三節 移住の現況	
第五章 國有未開地	三
第一節 未開地處分法の沿革	
第二節 殖民地選定區畫其他測量	

目次

寄贈本

大正
3. 11. 16
寄贈

第三節 未開地處分の現況

第六章 森林.....四三

第一節 林制の沿革 第二節 林業の現況

第七章 農業.....五〇

第一節 農業の進歩 第二節 農業の現況

第八章 牧畜.....五八

第一節 牧畜の發達 第二節 牧畜の現況

第九章 漁業.....六三

第一節 漁業の沿革 第二節 漁業の現況

第十章 鑛山.....六八

第一節 鑛業の進歩 第二節 鑛業の現況

第十一章 工業.....七二

第一節 工業の進歩 第二節 工業の現況

第十二章 商業.....七六

第一節 商業の發達 第二節 内國商業 第三節 外國貿易

第十三章 交通.....八三

第一節 交通の沿革 第二節 道路驛遞渡船 第三節 鐵道

第四節 航海及港灣の修築 第五節 郵便電信及電話

第十四章 教育.....八八

第一節 教育の進歩 第二節 教育の現況

第十五章 神社及宗教.....九〇

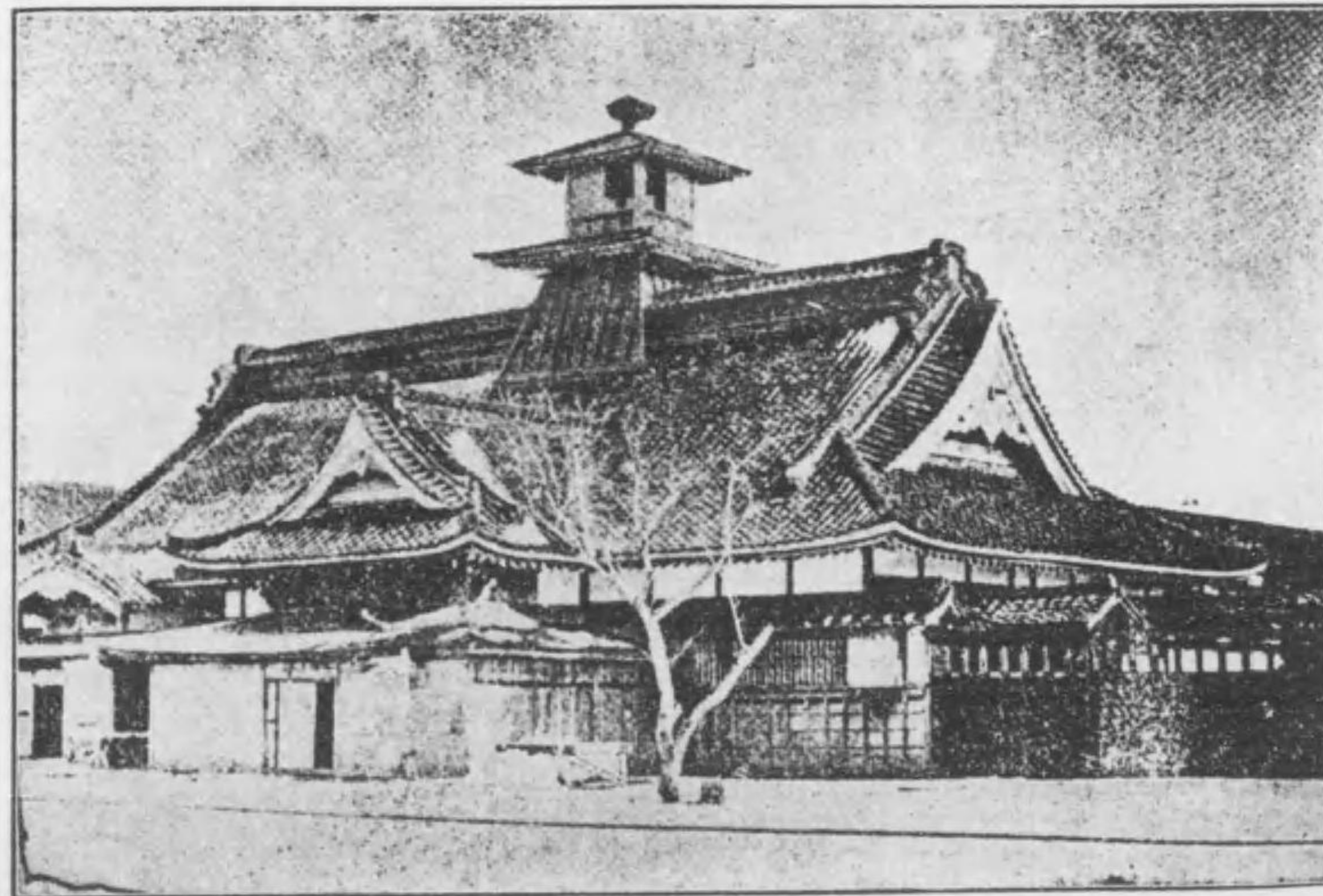
第一節 神社及宗教の沿革 第二節 神社及宗教の現況

第十六章 衛生.....九二

第一節 衛生の沿革 第二節 衛生の現況



福山城



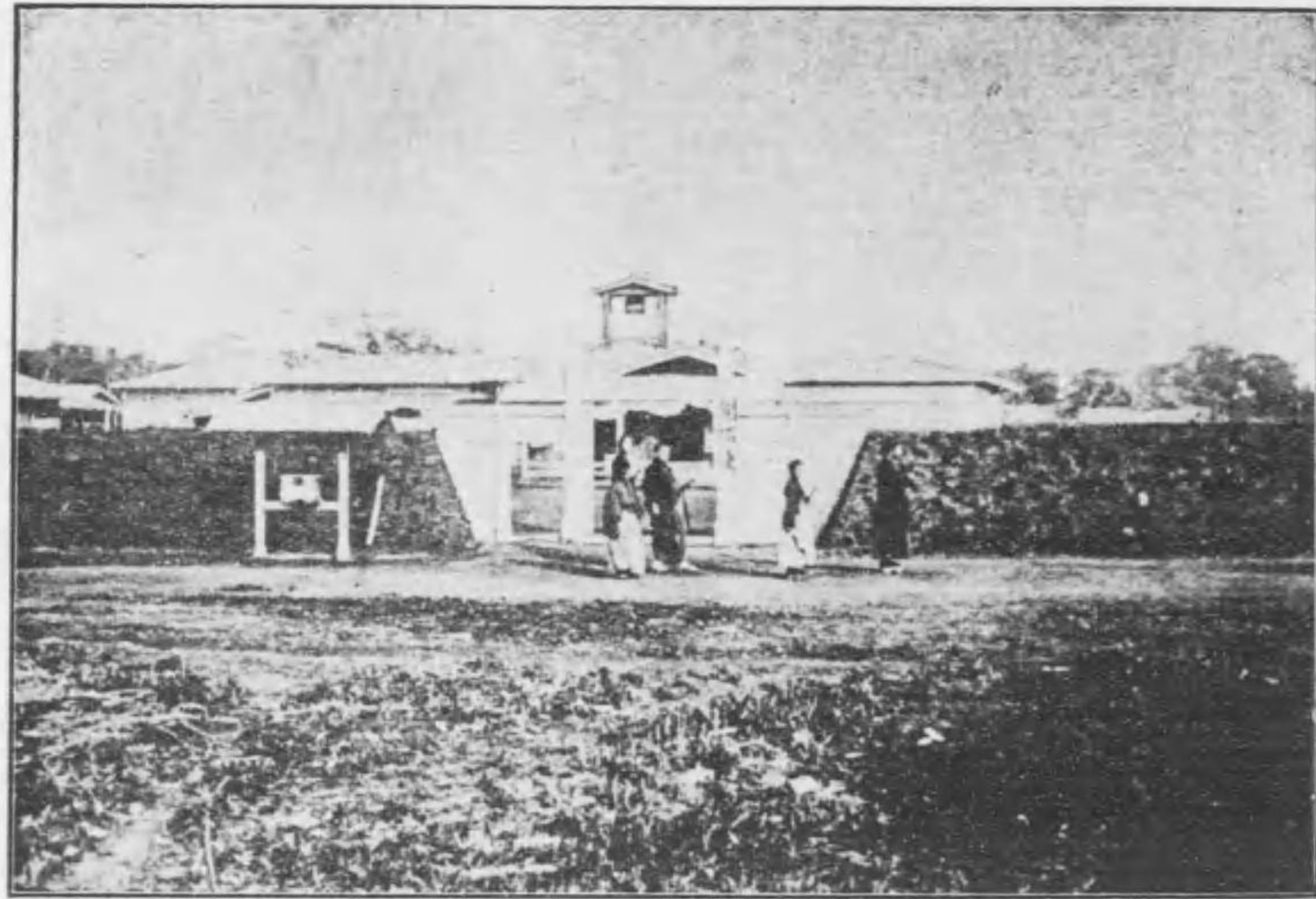
五稜郭廳舎

福山城

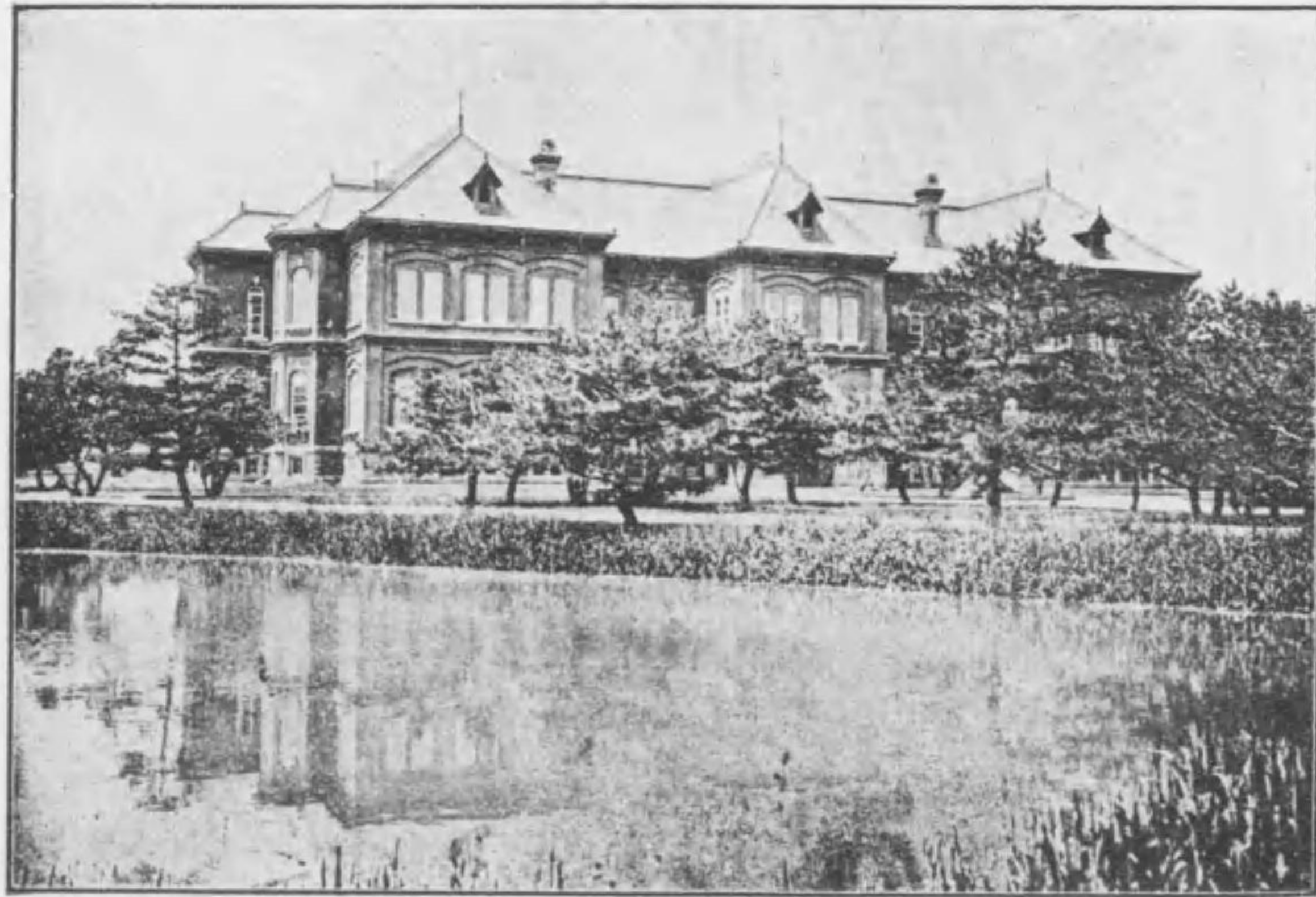
松前は舊と大館と稱し永正十一年武田光廣上の國より此に移り居城とす慶長五年松前慶廣新城を大館の南に築き福山城と名づく嘉永二年松前崇廣幕府の命に従ひ市川一學の設計により城壘新築に着手し安政元年落成す明治四年廢藩の後毀ちて市街及公園とせしも天主閣及追手の樓門は依然之を存し轉た其昔を偲はしむ圖は慶應三年の撮影なり

五稜郭廳舎

五稜郭は陸軍省所管にして函館區の北端に在り箱館奉行の政廳に充てし所にして蘭學者武田斐三郎の設計に係り安政四年起工し元治元年落成す壘形五稜をなし濠を繞らすと約千九百間地積五萬四千百廿二坪あり明治元年箱館府を置く尋て幕臣榎本武揚等來て之に據る五年廳舎を毀ち空郭を存す伐木を以て名あり現時區に於て公園計畫中にあり



開拓使假廳舎



北海道廳舎

開拓使假廳舎

明治二年七月開拓使を置かれ十月長官東久世通禧以下函館に來り假廳を同所に置きたりしか四年廳所を札幌に定め東創成通(今の札幌區北四條東一丁目)に建築して假廳舎とせり其構造は木造平家にして屋上に火の見を設け周圍に土疊を繞らし規模小なり圖は即ち是なり後雇米人ケプロンの設計により六年十月西洋形三層樓の本廳舎を築造せり

北海道廳舎

本廳舎は明治十九年新築に着手し二十二年落成す構内坪數一萬八千八百九十九坪餘本舎は煉瓦石造石板葺にして建坪五百五十一坪餘階上階下床下の三階となす又附屬舎數棟あり材料中重要品は概ね本道産を用ふ工費總計十九萬四千七百四十六圓餘職工十九萬六千七百四十三人を要せり四十二年廳舎の内部焼失し復舊工事を行ひ四十五年に竣工せり



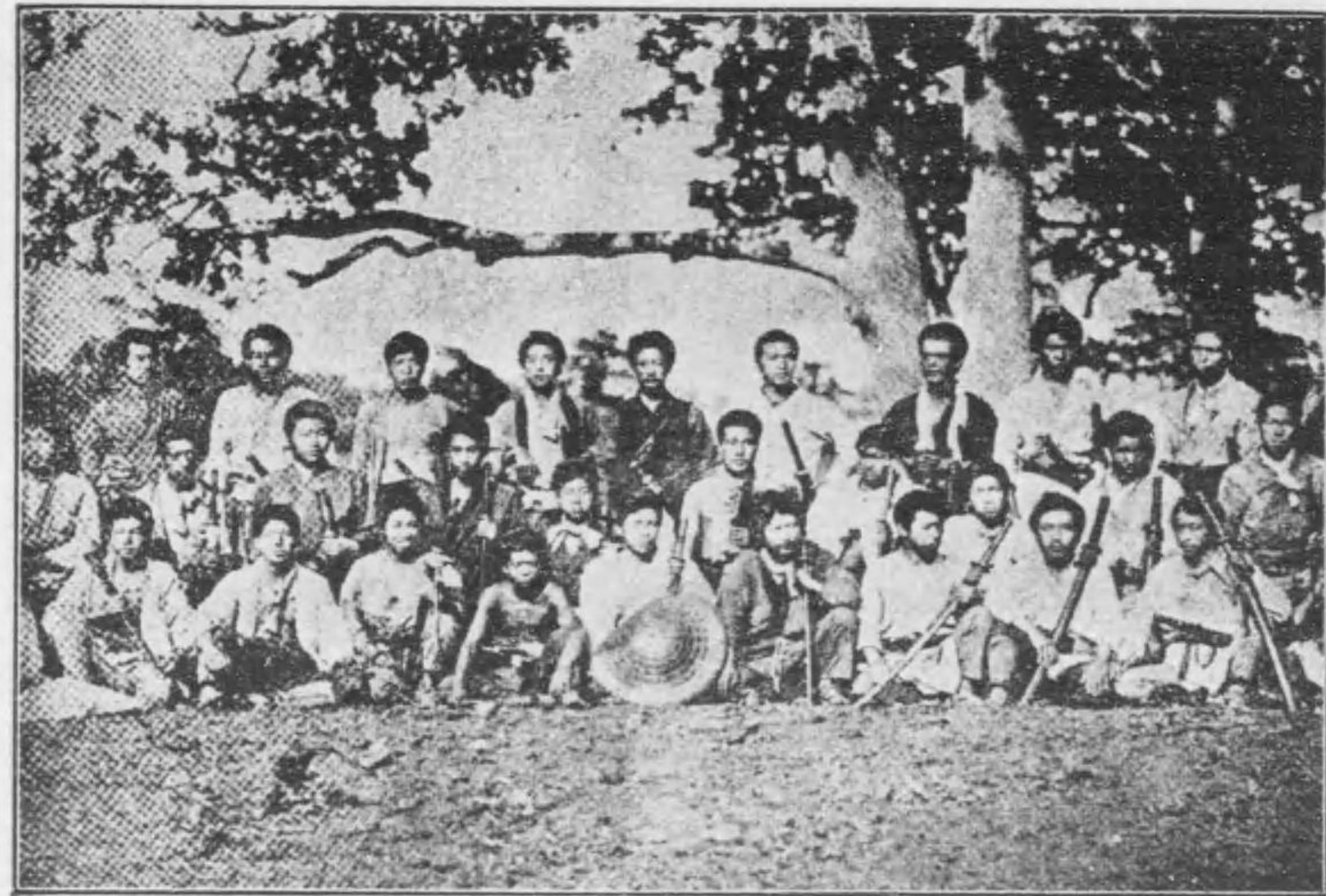
幌札の年五治明



幌札の年三正大

札幌の新舊

明治二年開拓使判官島義勇下僚を率ひて札幌に來り雪を冒し地を相して官舎を建設す三年判官岩村通俊之に代り榛莽を伐り道路を開き四年市街を區劃し保護を厚うして商賈を募移したるを以て來住者多く六年には本籍戸數七百九、人口千九百四十九となり爾來逐年増進し北海道廳となりし以來は其進歩殊に著しく三十二年區制を施き四十年には戸數一萬五千八百餘、人口九萬六千九百に達したり而して市街廣袤約一方里半を有す、上圖は明治五年、下圖は現時の撮影にして其新舊を對比せば進歩變遷の甚しき宛も隔世の感なくんはあらず



(代時使拓開) 民住移の昔



(代時廳道海北) 民住移の今

移住民の今昔

開拓使の初めに當りては拓殖の業甚だ困難なりしかは移民扶助規則を制定し募移及自移の農夫に對し家屋、器具米鹽及開墾料を給與し工商には家作料、手當並資金を貸給する等種々保護を講じ織に移住者を得たりしか世運の發展に伴ひ保護の程度を減し北海道廳に至りては直接の保護を廢せしも移民は却て増加の傾向を現はし近年の來住者平均一箇年六七萬人を算せり上圖は明治八年開拓使に於て桑園開拓の爲め酒田縣より募りたる士族下圖は四十三年に於ける山梨縣移住民なり前者の時代は奥羽地方士族の移住多く劍を帶し楯を執るの奇觀ありしも後者は純然たる農民にして今昔の變を見るべきなり



殖民地の區劃測設



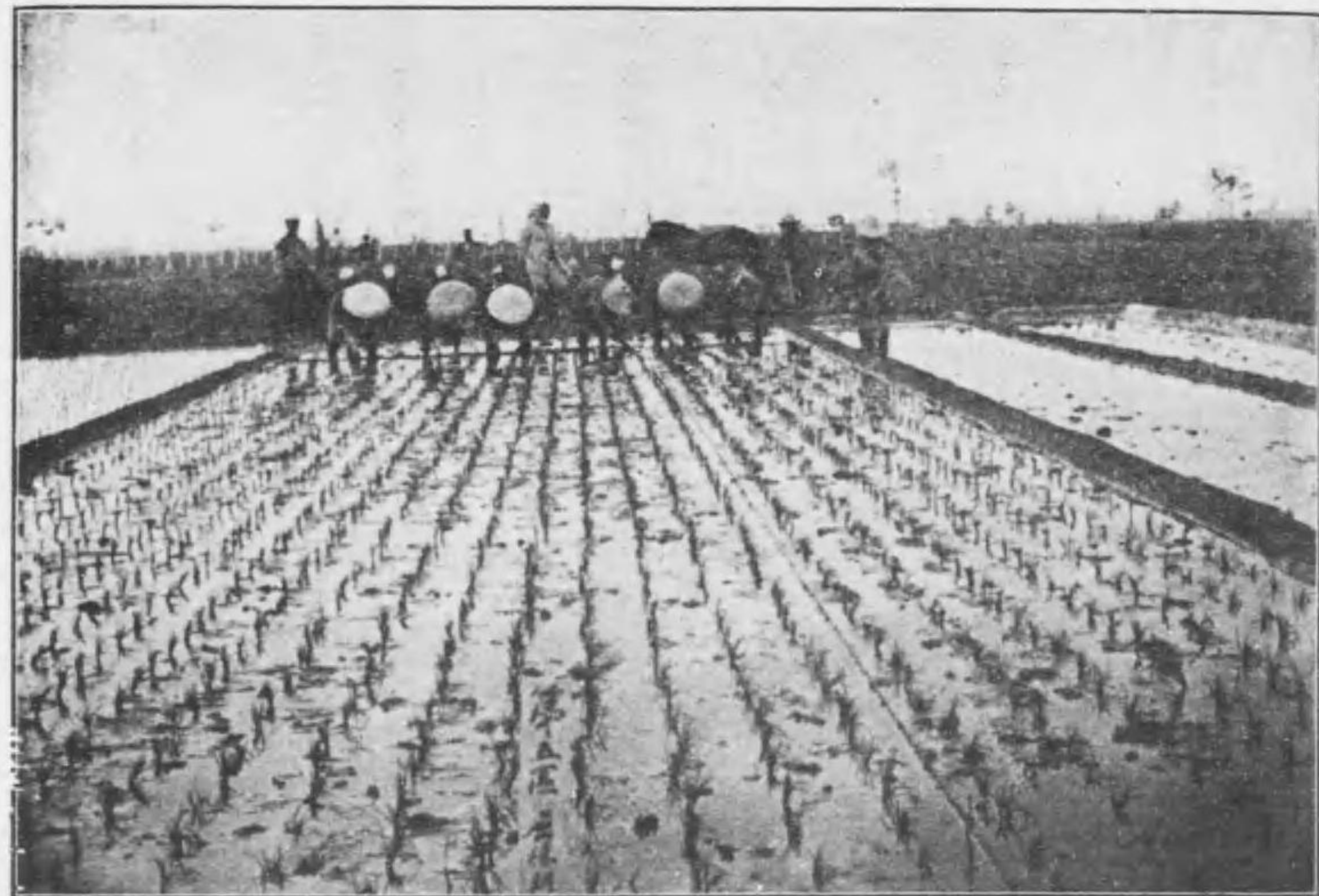
釧路國の國有林

殖民地の區劃測設

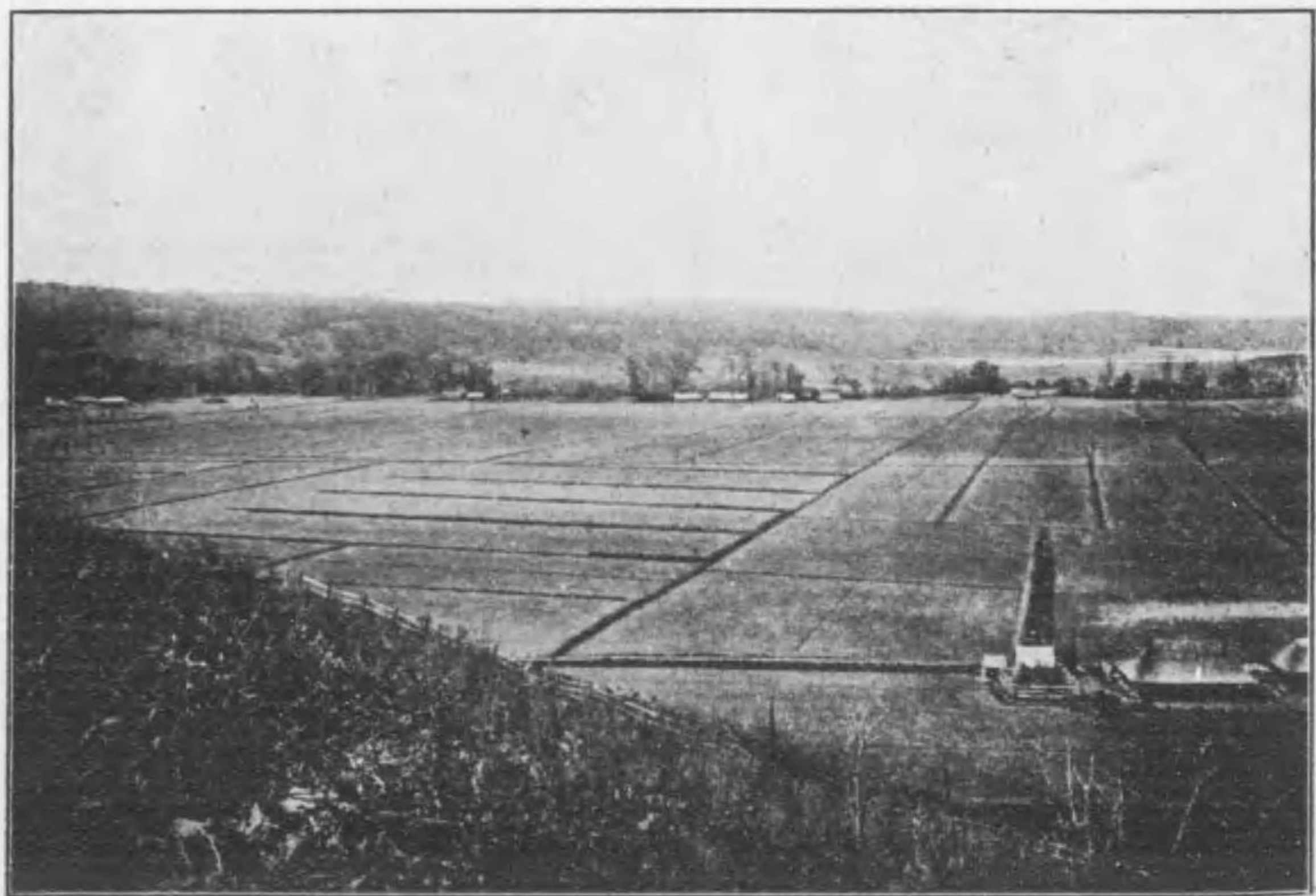
殖民地の處分は先づ技術員を各地に派遣して實地踏査し適當の箇所に對し種々必要の調査を遂げて之を撰定し又之に大中小の區劃を測設して賣拂若くは貸付するを普通とす、圖は本廳員か人夫を伴ひ測量器械等を携へ殖民地の區劃測設に従事する所にして林叢の間に分道路を作りて測量し區劃及道路の各標木を建て區劃分界を明瞭ならしむ

釧路國の國有林

本道は森林に富み其分布全地積の五割強に居る針葉樹は樺松、蝦夷松、潤葉樹は桂、刺楸、楠、榆、槭、櫟、榿等を主とし巨幹大木尠からす用材として海外に輸出せらるゝもの甚た多く輸出總額の約六割を占む又針葉樹は製紙原料、樹皮は製澱に供せらる其他建築造船、器具、薪材、製炭等に需用せらる圖は厚岸郡尼幌に於ける樺松純林なり



田水の川上



作畑の勝十

上川の水田

上川は石狩國の東北部に在りて本道の中央に位し四圍山嶺を繞らし夏期の温度高きを以て最も水稻に適せり是故に各村巨資を投して灌漑溝を開鑿し畑を變して田となすもの逐年増加し其地積一万七千餘町歩二十五萬餘石を産し本道第一の水田地なり圖は石狩國上川郡永山村に在る北海道農事試験場上川支場の水田試作地にして挿映の光景なり

十勝の畑作

十勝原野の開拓は明治十五六年の頃に始まりしと雖移住民の續々入りたるは二十九年以後に屬す而して其進歩速かにして河沿肥沃の原野は數年間にして概ね開墾したり其作物は大豆を主とし殊に黒大豆は十勝大豆と稱して世に好評を博せり其他麥類稻黍菜豆亞麻馬鈴薯等を栽培し近時水田の勃興を見る圖は中川郡豊頃村興復社農場の畑地なり



北海道廳種畜場



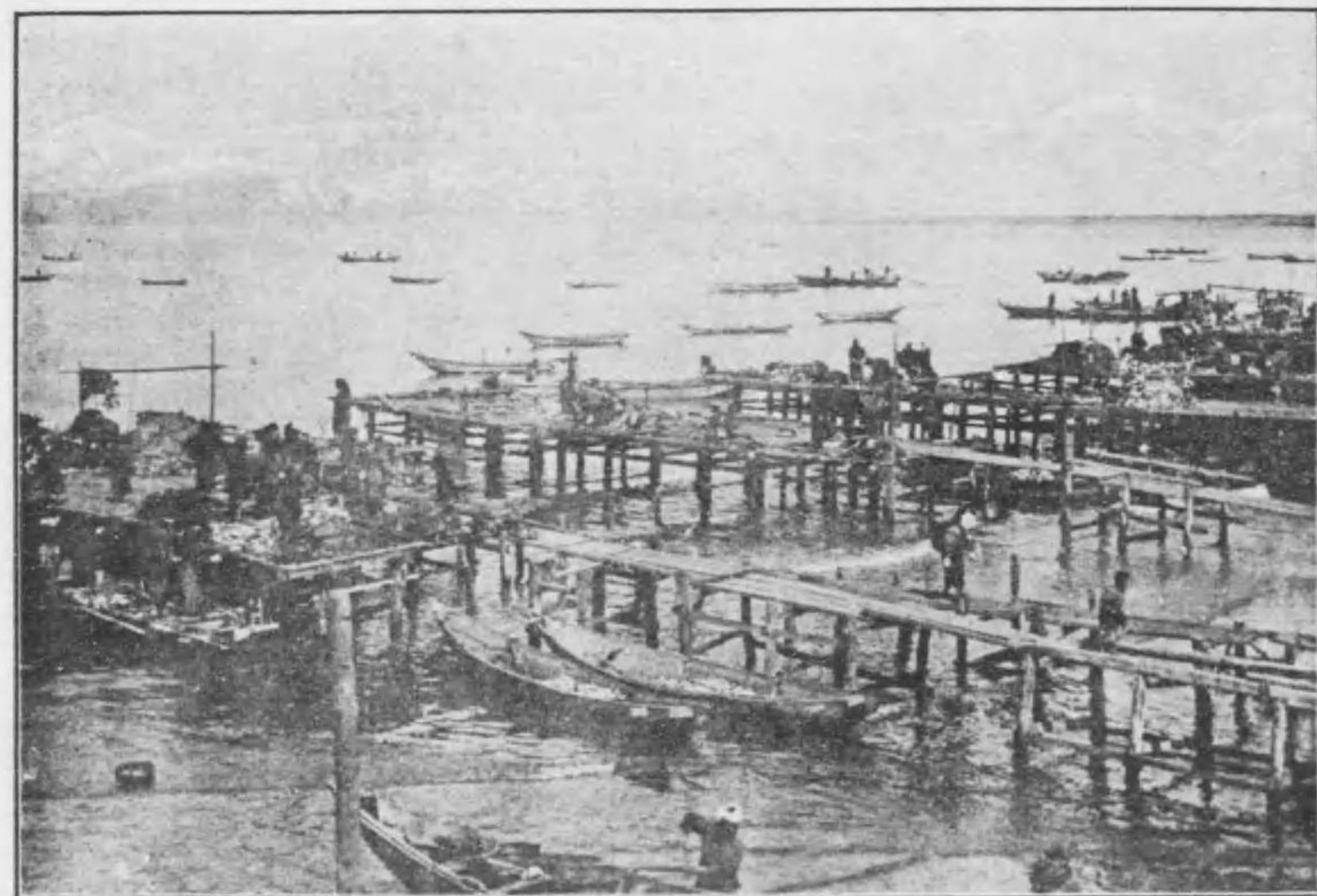
前田農場牧牛

北海道廳種畜場

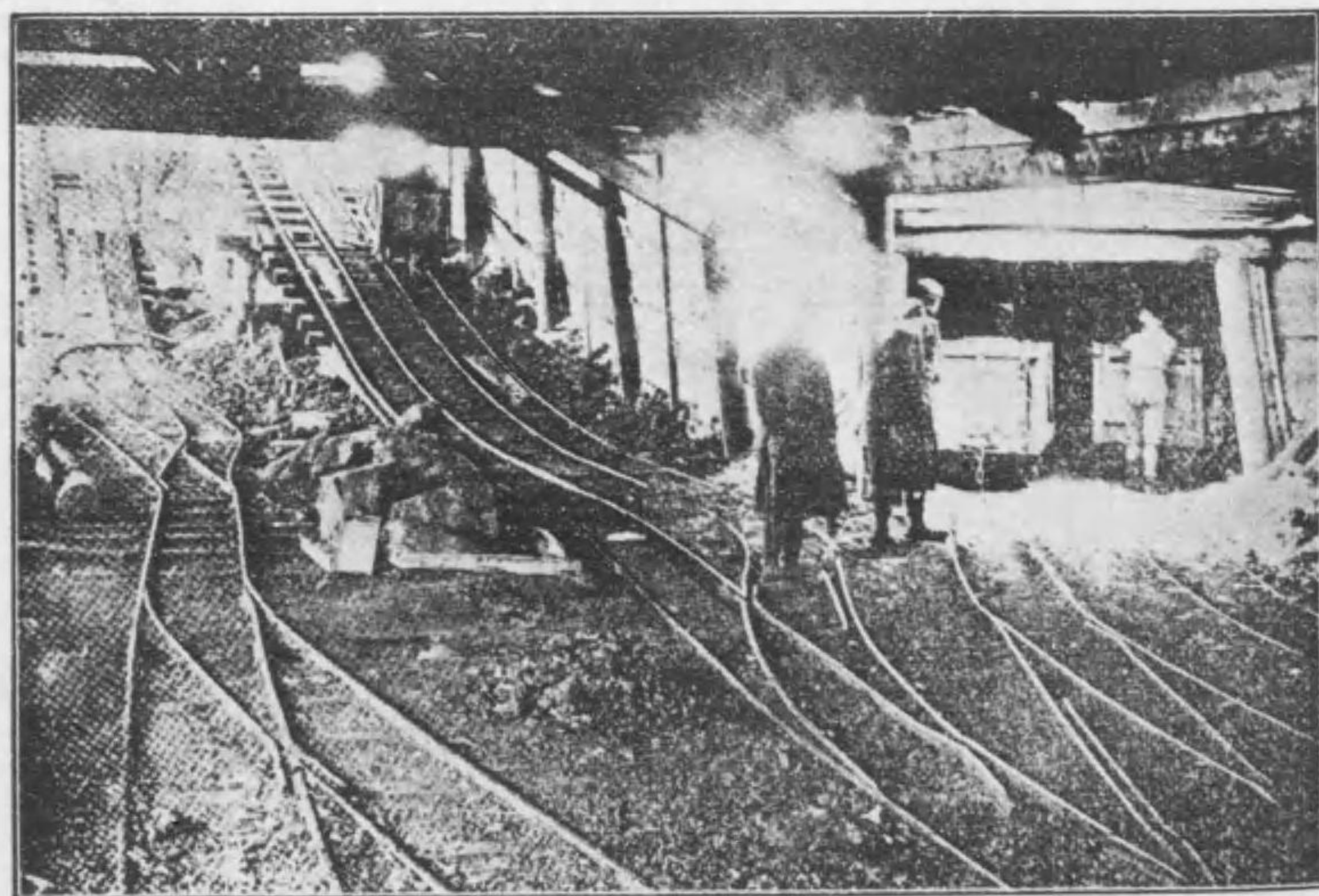
本場は札幌區の南約二里札幌郡豊平町大字平岸村字眞駒内に在り地積三千四百餘町歩の外附屬地三萬二百九十町歩を有し飼養の牛馬常に六百頭を下らず明治九年開拓使に於て牧羊場を置き十九年種畜場とし爾來牛馬羊豚雞の改良蕃殖畜産製造の試験飼料の栽培等を行ひ年々多數の優良家畜を生産し種牡牛馬は之を道内に貸付し他は之を賣却す

前田農場牧牛

本農場は札幌郡輕川に在り明治廿一年堀基の創設に係り後、藤波子爵等の所有たりしか廿七年前田候爵家の經營に移り牧牛を主とし海外よりエアシャア一種を輸入し種牛及乳牛の改良蕃殖を圖り飼畜常に九十頭を下らず其生産牛を本道内外に供給せるもの千餘頭其他小樽區に搾乳所を設く又博覽會等の受賞牛十六頭に上り本道有數の農場なり



後志國の鯨魚場



新夕張炭山

後志國の鯨魚場

鯨魚は北海道第一の水産物にして西海岸地方を主とし東海岸の釧路根室等之に次く其漁期は東海岸は六月乃至二月其他は三月より六月迄にして四月を最盛期とす其漁具は建網及刺網なり魚は之を搾粕或は身欠と爲し近年鹽藏燻製罐詰等となす此の魚は地方により頗る豊富にして漁場の設備甚た宏大なるものあり圖は豐漁地の一なる岩内附近なり

新夕張炭山

本炭山は石狩國夕張郡登川村に在りて鹿之谷若鍋の二箇所より成り東京瓦斯株式會社の經營に係れり礦區面積六百九十八萬千餘坪大正二年の採炭額約三十二萬三千噸百四十六萬餘圓あり炭層は上層六尺中層八尺下層十尺の三層の外に四尺層あり炭質は濰青燐合質なるか故に殊に瓦斯、骸炭の原料に適す圖は三番坑より運炭するの光景なり

北海道拓殖の進歩

第一章 地理



山脈

面積
位置

北海道は本島及數多の小島より成り其總面積六千五百五十五方里(本島五千九百三十三方里、附屬島千六十三方里)にして四國九州臺灣を合せたるものと略ぼ相均し。極西は渡島國大島の西端東經百三十九度二十分極東は千島國占守島の東端東經百五十六度三十五分に位し極南は渡島國小島の南端北緯四十一度二十一分極北は千島國アライト島の北端北緯五十度五十七分に位す。四面海洋を繞らし南は津輕海峽を隔てて本州と相對し北は宗谷海峽を以て樺太島と相對す。

本道の山系は二個に分れ東察加半島より起り千島列島を構成し本道に入りて南東に赴く縦斷山系と樺太島より來り南々東に向て本道を横きる横斷山系とあり。縦斷山系は渡島山脈、後志山塊、千島帶山脈とより成り其の地質概ね火山岩にして恵山、駒ヶ岳、羊蹄山、有珠岳、樽前山、旭岳、阿寒山、チャチャヌブリ等著名の火山あり且つ登別、

定山溪其の他數多の温泉及硫黄礦に富む。横斷山系は上川地方より襟裳岬に至り石狩、日高、十勝の三國に跨る日高山脈と同地方より天鹽、北見の國境を走り宗谷岬に至る天北山脈と天鹽國の南部に蟠る増毛山塊とより成り砂金は多く此の山系より發する河川に産し主要の煤田も亦多く此の山地に存す。

河流

河川は石狩川、天鹽川、十勝川等最も著名にして釧路川、鶴川、常呂川、尻別川、湧別川等之に次く。石狩川は延長九十二里餘本邦第二の長流にして沿岸には石狩、上川兩原野の如き廣大肥沃の地あり米、麥、豆類、亞麻等の生産盛なり。天鹽川は延長七十七里餘十勝川は延長五十里餘にして何れも沿岸に廣濶なる沃野あり豆類其の他の産物多し。釧路川は其の流域濕地多く開發稍遅れたれとも鶴川、常呂川、尻別川、湧別川の流域は沃野連なり或は大小豆麥類或は薄荷の栽培盛なり。其他大小の河川は其の流域肥沃なる原野を成して概ね農耕に適す。

港灣

本島の海岸線は六百六十四里餘なるも概して屈曲少なく天然の良港に乏しきか故に築港は本道拓殖上の急務にして函館、小樽、釧路、留萌の四港は目下築造中に屬し室蘭、網走、稚内、根室の諸港も亦遠からず之か工事に着手せられんとす。本島西南の沿海は四時船舶を通するも東北の海上は冬期流水の危険あり夏期亦海霧の障害を蒙

潮流

むることあるは海運上の缺點なりとす。

近海の潮流は寒暖の二種あり。暖流は對馬海峽を經西海岸に沿ひて進み宗谷海峽を過ぎ北見の海岸を洗ひ千島列島の西方を北進し又派流は分れて津輕海峽に入り東流して寒潮に合す。寒潮は北東より千島の東岸を洗ひ本島の東岸に沿ひて南西に走る千島寒流と樺太の東方を南下し宗谷海峽に至り二分し一は暖流に混して東方に赴き一は海底流となりて南進する樺太寒流とあり寒暖二流の調和は本道をして顯著なる水産地たらしむる所以なり。

氣溫

氣溫は緯度に依り高低あるは勿論なれとも潮流の關係に依り西海岸は東海岸に比し稍高溫なり。又内部地方は海岸地方に比し寒暑の差甚しく上川、十勝地方は冬期本道の最寒地たると共に夏期には最高の溫度を示す。風向は夏期は南東風多く冬期は北西風多し。風力は後志國、千島國等最も強く石狩國、上川地方最も弱し。降水量の多きは渡島、後志、石狩、千島の諸國にして全道に於ける雨量は概して秋期に多し。雪は北西海岸地方に多く南東海岸地方に少なし。上川地方の風力弱きは本道中最も米作に適し又南東海岸地方の積雪量少なきは最も牧畜に適する所以とす。左に各測候所の觀測に依る大正元年の月別氣溫と累年平均の氣象とを示さん。

降水量

風力

風向

各測候所氣溫月別最高表

大正元年

測候所	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月
函館	最高 6.5 最低 -13.0	10.0	11.6	16.3	20.9	24.8	27.6	30.4	29.4
札幌	3.9	9.1	7.2	18.5	24.9	26.1	28.3	31.2	26.9
根室	5.5	4.4	4.7	15.6	21.2	22.2	23.2	29.4	22.2
釧路	4.1	4.3	4.1	14.5	16.8	9.5	24.1	26.1	24.1
十勝	4.9	5.4	8.1	16.6	29.4	28.8	30.7	32.4	24.7
上川	1.2	4.3	9.1	18.6	27.5	28.2	29.5	31.7	28.6
網走	2.7	7.1	8.9	17.8	22.3	24.0	27.1	29.4	26.4
紗那	6.3	7.2	4.8	11.8	22.3	20.1	22.1	27.0	22.6
襟裳	5.5	6.2	6.0	10.1	16.0	16.2	19.6	24.5	20.2

各測候所氣象略表

累年平均

測候所	一月	二月	三月
函館	7.2	16.9	21.8
札幌	4.7	15.9	22.7
根室	5.4	18.2	19.5
釧路	4.8	15.7	19.3
十勝	6.2	13.1	22.1
上川	2.2	17.7	23.2
網走	4.3	15.8	22.4
紗那	2.9	13.9	19.1
襟裳	6.0	14.5	18.2

測候所	一月	二月	三月
函館	8.3	11.7	11.0
札幌	9.8	11.0	11.0
根室	11.5	11.0	11.0
釧路	11.0	11.0	11.0
十勝	11.0	11.0	11.0
上川	11.0	11.0	11.0
網走	11.0	11.0	11.0
紗那	11.0	11.0	11.0
襟裳	11.0	11.0	11.0

備考 釧路測候所は舊と釧路國標茶にあり釧路町に移轉して未だ數年を経ざるを以て之を省く

第二章 沿革

第一節 明治維新以前

移住の濫

北海道は舊と渡島又は蝦夷島と稱しアイヌ人種の住居するに過ぎざりしか今を距ること七百余年前藤原泰衡滅亡の時其の將士逃れて本島に入りたる者あり是れ實に和人居住嚆矢とす。後安東氏津輕を領し併せて蝦夷を管領せしか室町幕府の時南部氏の攻むる所となり本島に竄入し其の子孫等今の渡島地方に割據し康正長録の頃には十餘の館あるに至れり。然れども未だアイヌを服従する力に乏しかりし爲め常に之か叛亂に苦しめられしか松前氏の始祖武田信廣以下三代の間屢々アイヌと力戦して之を破り且つ諸館主を統一し第五代慶廣蝦夷島を管する制書を受くるに及び松前氏の本島に於ける權力始めて確定せり。

松前氏の創業

松前氏の經營

松前氏は福山に居り東は龜田西は熊石に番所を設け其の以内を和人の居住に充て以外を蝦夷地となし請負人を置き漁業を許し之より運上金を徴し又砂金場を開き

幕府の直轄

松前氏の復領

幕府の再直轄

或は家臣をして全道を巡りて地圖を作らしめ或は木材を伐採せしむる等多少經營する所ありしも拓殖の進歩未だ見るべきものなかりき。

天明五年徳川幕府吏を遣はして偏く本島を調査せしめたる結果露人か本道を窺窺せる狀況を知り之か開拓と兼ねて防禦の急務なるを感し寛政十一年松前氏をして知内以東東蝦夷地を上らしめ請負人を廢して幕府の直捌と爲し會所を設け道路を開き官船を備へ新たに擇捉島を開き南部津輕の二藩に命じて要衝の地を警衛せしむ。享和二年蝦夷奉行を置き間もなく改めて箱館奉行となし三寺を蝦夷地に建て函館附近の原野を開墾し有珠、虻田に牧場を開き文化四年更に西蝦夷地を收めて全道を直轄し箱館奉行となせり。偶露人擇捉、樺太、利尻に來寇し幕府は之か警備に努めしも經費を要すること多大なるを以て其の後全く守成の方針を採り東蝦夷地の直捌を廢し文政四年再び全地を松前氏に還與せり。

嘉永六年露人樺太島楠溪くしんこたんに上陸して之に據り同年米國水師提督ペルリ浦賀に來り翌安政元年函館開港の事定まり本道漸く多事ならんとするや幕府は再び箱館奉行を置き安政二年福山地方を除き其の他は總て幕府の直轄に移し寛政文化の例に則り西蝦夷地の道路を開き移住を奨勵し産業の發達を計り辨天岬砲臺及五稜廓を築

造し又奥羽諸大藩に命し本道を戍衛せしめ安政六年南部、津輕、秋田、仙臺、庄内、會津の六藩に本道の一部を割きて之を領せしめたりしも明治維新の際諸藩は悉く本道を引拂ひたり。

幕府の經營は拓殖上大なる進歩をなさざりしも多少移民を増し又は漁業の發達を促したるか如き後の經營上裨益する所なきにあらず。

第二節 開拓使及三縣時代

箱館裁判所及箱館府

開拓使の設置

開拓使の經營

明治元年四月箱館裁判所を置き閏四月改めて箱館府と稱し施設に着手せしか同年十月徳川脱走の徒來襲し一時其の占據する所となりしかは遂に爲す所なかりき。明治二年七月開拓使を置き八月蝦夷を改めて北海道と稱し分ちて十一國八十六郡となし次て省府藩士族寺院の支配地を設け十月長官以下函館に來り假廳を同所に置き拓殖を計畫せしか四年五月開拓使廳を札幌に定む。此年六月曩に洋行せし開拓次官黒田清隆は米國人ホラシ、ケブロン等を雇聘して歸り爾來ケブロン等の意見を參酌し拓殖の方針を定め省府藩士族の支配を罷めて全道を統一し明治五年以後

三縣一局の分立

十箇年間に總額金一千萬圓と外に本道の租稅其の他の收入を合せ拓殖經營費に充つるの計畫を立つ。然かも其初時施設すへきこと多く歲額之を辨するに足らざりしを以て開拓創業費として兌換證券二百五十萬圓を發行し別に大藏省より金百五十萬圓を借入れ海陸運輸の改良、廳舎の營繕、移住民の保護、各種工場の新設、産業の發達、函館札幌間道路の開鑿、札幌の經營を計り明治六年是等の事業略ぼ竣工し面目を一新するに至れり。然れとも事業と實効と相伴はざるの患ありしを以て明治七年以降緊縮の方針を探り興産並民力培養の方法を講し洋式の農業を奨勵し資本を貸與して漁業其他産業の發達を圖り明治十一年幌内炭山を開き同十三年小樽を基點として鐵道を敷設せり。

明治十五年一月開拓使を廢し函館、札幌、根室の三縣を置き一般行政事務を掌らしめ殖民、山林、勸業、試驗場、諸工場、農學校、鐵道等特種の事務は農商務省及工務省に移し翌十六年二月農商務省に北海道事業管理局を置き是等の事務は舉げて同局の管理する所となるも此の時代に於ける拓殖事務は概ね開拓使の舊套を踏襲せしに過ぎず加ふるに三縣一局に分れし爲め往々支吾澁滯を來し爲めに事業の改進を見るを得ざりき。

第三節 北海道廳時代

北海道廳の設置の初期の經營

明治十九年一月三縣一局を廢して北海道廳を置き本道の事業を擧げて之に屬せしむ。茲に於て從來の施政を改め簡易便捷を主とし拓地興産の實を擧ぐるを以て方針となし水産税の輕減、出港税の廢止、官貸金の整理等住民負擔の輕減を計り移住民直接保護の廢止、地形の測量、殖民地の選定、水産鑛床の調査、交通の改善、未開地處分法の改正等をなし又官營諸工場の拂下を斷行し民業に移せしか如き能く世運の進歩に適應し著しく拓殖の進歩を促せり。爾後官制の改革時運の狀況等に依り施政弛張ありしと雖も要するに年と共に良好の成績を收むるを得地方の發展顯著なるものあり遂に明治三十四年に至り更に計畫を大ならしめ拓殖を速進するの必要を生し國費と地方費とを分離し駢行翼進の策を定め十箇年間に國費三千百五十萬圓行政費七百十餘萬圓拓殖費千九百七十萬圓餘圓地方費補給四百七十萬圓を支出するの計畫を立つると共に道會法地方費法の發布を見之と相前後して區制町村制を施行するの域に達せり。然るに此の十年計畫は日露戰役の影響を受け經費節減の結果豫定の成績を擧ぐるを得ざりしか

十年計畫

十五年計畫

は明治四十三年該計畫の末期に近くや更に世運の推移に依り尙一層大規模の計畫を定め普通行政及森林行政は本計畫より除外し十五年を期して専ら拓殖事業の完成を期することとなせり。

第三章 行政

第一節 行政組織

北海道廳 支廳 地方費 區町村

北海道廳は本道の普通行政及拓殖行政の機關にして現行官制に於ては長官、部長、支廳長、理事官、警視、技師、視學、屬、警部、技手、通譯、警部補等の職員を置き廳内を内務、警察、拓殖、土木の四部に分ち各般の事務を掌らしむ。道廳の下に支廳を置き目下十四支廳あり其官制上の階級は府縣の郡に當るものなれとも其組織を異にし事務分掌の範圍亦廣し。

地方費法は明治三十四年の制定に係り府縣制に準すべきものにして區制は明治三

第二節 行政の概要

普通行政

北海道廳の行政は之を分ちて普通行政、拓殖行政、森林行政の三となす。普通行政は其の事務大府縣と異ならず。而して之に要する大正二年度の經費豫算は五十五萬四千四百圓なり。

拓殖行政

拓殖行政は明治四十三年第二十六帝國議會の協賛を経たる本道拓殖經營案に依據して豫定事業を遂行するにあり。該經營案は四十三年度より十五箇年間の繼續事業として拓殖の完成を期するものにして實に本道拓殖經營の骨子なり。本行政に要する費用は特別會計となさざるも事業の種類に依り繼續費となすことを得べく毎年二百五十萬圓は國庫の確定支出額と定め此の外本道に於ける政府の歳入増加額を加算し大體五百萬圓を超過せざる範圍に於て十五箇年に約七千萬圓を支出するものとす。

拓殖費は之を大別して殖民費、産業費、道路橋梁費、土地改良費、河川費、港灣費の六項となし殖民費は本道地形圖の補足、殖民地の選定及區畫、未開地及官有地の處分、北海道

廳の管理に屬する土地の整理、堤塘敷地の調査、移民保護並獎勵其他直接拓殖民に關する進歩發達を計る目的に充て産業費は水産試験、漁場測量、農事試験、産業の獎勵等各種産業の發達を促進する事業に充て道路橋梁費は道路の開鑿、橋梁の新設並之が改良及修繕、驛遞渡船の新設維持等陸上交通機關の設備に充て土地改良費は農牧に適する大地積の濕地及泥炭地の改良並水田の開発を助長する事業に充て河川費は河川の調査、河川の監視取締、河川の浚渫治水工事、堤塘敷地處分等河川の整理治水に關する諸般の調査及經營の費に充て港灣費は港灣の調査、小樽釧路留萌函館室蘭網走稚内根室の各港修築事業に充つるものなり。該計畫案實施以來の經費支出額及豫算額左の如し。

年次	殖民費	産業費	道路橋梁費	土地改良費	河川費	港灣費	計
明治四十三年	三五六、九三四	一五七、〇三三	七〇、一四三	三三、一一一	一五〇、六九五	七六、八八九	三、三五三、三三六
同四十四年	四〇三、六七八	一九〇、八四八	八七、〇〇五	三三、五三三	一四九、八三三	一、〇一〇、三三四	二、六四八、三三〇
大正元年	三九五、九六七	一八五、三五八	八三、三三〇	一三、九七九	一五三、二二七	一、一七七、五三三	三、〇八八、一七三
大正二年	三五八、五二一	一七、四四七	八〇、六六〇	三三、三三〇	一三六、九七七	〇〇〇、〇五〇	二、五五八、九二五

備考 明治四十三年より大正元年迄は經費決算額にして大正二年は豫算額とす

森林行政

森林行政は林地の整理に關するものにして國有林に於て拓殖の用に供すべきもの

と永久存置すべきものとを区分し其他之か整理に必要な調査をなし國有林として存置すべきものは更に利用改善の途を講ずるにあり。本事業の遂行は第二十四帝國議會の協賛を経たる整理案に基くものにして大正二年度の經費豫算は三十六萬九千五百四十二圓なり。

地方費行政

地方費に關する行政は北海道廳長官之を擔任し北海道會の議決に依る地方費歳入出豫算の執行を掌る。地方費を以て支辨すべきものは地方費法に之を定め特別の法律勅令に規定せるものの外警察費、警察廳舎建築修繕費、土木費、衛生及病院費、教育費、教育費諸達書及揭示費、勸業費、二級町村長書記給料旅費、戸長役場費及戸長以下給料旅費及諸給與、北海道廳舎建築修繕費、北海道會議員選舉費、北海道會費、補助費、地方稅取扱費、豫備費等にして費目の増加を要するときは内務大藏兩大臣の許可を受くべきものとせり。而して之か財源は反別割、水産稅、地租附加稅、營業稅、雜種稅、戸數割を主たるものとす。北海道會は道會法の規定に依り選舉せられたる議員より成り議員の定數三十五名にして其の任期は三箇年なり。職務權限は法律勅令に別段の規定あるものの外地方費の歳出入豫算及北海道地方稅の課目課率を議決し決算の報告を受くるにあり。

區町村の行政

地方費行政に要する費用は拓殖の進運と相俟て逐年増加するに至り大正二年の經費豫算二百七十九萬八千五百三十五圓にして其の内警察費、土木費、教育費等を主たるものとす。

區及一級町村は府縣の市及町村に類似し自治の形體を備へ諸般の公共事務を獨立自營せり。二級町村は町村會を有するも町村長は北海道廳長官之を任免し半自治の状態にあり。其他の村落は自治制を施行せず戸長役場制度に依り總代人を置く。斯くの如く本道下級行政制度の四種に分るるは各地進歩の程度一様ならざるに依るものにして新開地の事情已むを得ざるにありとす。

第四章 戸口及移住

第一節 戸口の増加及其の分布

移住の濫觴は遠く七百餘年前にありと雖明治維新以前は移住に力を注かさざりしと

氣運未だ熟せざりしとに依り戸口の増加著しからざりしか開拓使設置以來意を移住の勸奨に用ひし結果顯著なる増加を見るに至れり。又本道のアイヌは衛生思想の缺乏と生活状態の不良なりし爲め往時戸口減少の傾向ありしも近年徧く王化に浴するに至り漸次増加の趨勢を呈せり。左に表を掲げて増加の一斑を示さん。

年	戸口		ア		イ		ウ	
	戸	口	戸	口	戸	口	戸	口
元祿十四年	三,000	100,000	?	?	?	?	?	?
天明八年	六,七五〇	210,000	?	?	?	?	?	?
文化年間	八,八〇〇	310,000	?	?	?	?	?	?
明治五年	二,七五七	95,000	?	?	?	?	?	?
明治十年	三,七二九	126,000	?	?	?	?	?	?
明治二十年	五,七〇六	186,000	?	?	?	?	?	?
明治三十年	七,七〇六	250,000	?	?	?	?	?	?
明治四十年	一〇,四三三	330,000	?	?	?	?	?	?
明治四十年	一〇,四三三	330,000	?	?	?	?	?	?
大正元年	一三,七〇六	450,000	?	?	?	?	?	?

備考 元祿十四年の人口には旅人袖人千八百三十七人を含む
戸口増加の原因は出生の超過其一なるも移住を以て最も主なるものとす。本籍人の出生率は大正元年に於て人口千に付四十三人にして同年の死亡は十九人なれば差引二十四人の増加に當り其率府縣よりも大なり。明治四十三年に於ける東北六

縣との割合左の如く之に依り其一斑を推知するに足らん。尙移住に就ては更に次節に於て述ふへし。

地名	人口千に付出生	人口千に付死亡	地名	人口千に付出生	人口千に付死亡
北海道	四四・三	二一・三	山形縣	三七・三	二一・三
福島縣	三四・五	一九・九	秋田縣	三六・〇	二〇・四
岩手縣	三七・一	二一・一	宮城縣	三九・〇	二一・五
青森縣	四一・三	二二・一			

本道人口の密度は各地に於ける地勢、地味、氣候、交通等種々の關係に依り厚薄あるも大體に於て本道の拓殖は南西より北東に進めるを以て人口の配布も亦之に準し概して南西部に密にして北東部に粗なり。左に大正元年末本道國別戸口及一方里平均人口を掲げて之を明にすへし。

國	面積	現住戸數	本籍人		在籍人		一方里に於ける現住人
			男	女	男	女	
石狩	九三・六	101,010	33,918	10,877	33,346	355	
後志	二九・七	46,311	11,131	10,573	14,733	500	
渡島	二八・一	45,361	14,335	10,084	14,911	500	
膽振	四・五	31,781	6,855	5,306	11,041	500	

日	十	銅	根	千	北	天	計
高	勝	路	室	島	見	鹽	
三三〇、〇六六	六三六、〇三六	四五六、九七三	二二九、五六四	一、三三三、四六〇	九三三、三三四	五五五、六三七	六、五五五、一六五
七、五三三	一、五三三	二、一六〇	四、五三三	一、三六〇	二、四、九三八	二、四、六二四	三、九三三、〇
一、七九六、〇	三、三三三	三、〇一八、七九七	一〇、〇七九	二、〇〇〇	四、五、一六三	五、三、六七〇	七、三、一八三
一、六、四五一	二、七、〇一〇	一、八、九四四	一〇、一、〇一〇	一、八、八三三	四、〇、三三一	四、七、二六三	六、五、三三三
三、四、四二二	六、〇、一〇〇	三、九、三二二	二、一、〇一〇	八、五、四七三	一〇〇、九三三	一〇〇、九三三	一、三、六四三
二、一、五五六	四、一、三六四	三、一、三三三	三、一、〇一〇	三、三、六三三	五、八、〇〇八	七、四、一四九	五、八、七二一
一、八、三九六	三、三、三三三	三、六、九四四	一〇、七、七六	二、六、六三三	四、九、六三三	六、一、五三六	八、〇、三三八
三、九、四三三	七、四、七九	五、九、八八	三、三、八七	六、〇、〇六	一〇、七、六九	一、五、六三	一、七、三九、〇九
二、三、〇四	二、七、〇四	二、九、〇五	九、五、〇三	五、〇、八	一、五、二	三、三、〇八	二、六、四、一

更に都會に於ける戸口の變遷を見るに福山、江差は昔時頗る繁盛なりしか奥地の開拓と共に甚しく衰退し福山の如きは今日全く一漁村たるに至れり。然れとも其他の港灣は拓殖の進歩に伴なひ著しき發達を來し函館、小樽、室蘭、釧路、岩内、留萌、稚内、網走、根室等を其主なるものとす。此の外内部の諸地方も漸次都會を形成し札幌、旭川、岩見澤其他著名のもの十餘を算するに至れり。

第二節 移住の沿革

松前時代

松前藩時代は福山、江差、函館の三港に番所を設け來航者を檢し濫りに本道に入るを

幕府直轄時代
開拓使時代

許さざりしかは移住者數甚た少なく次て幕府か本道を直轄するに及び一時移住を勸奨せしも成績の特記すへきもの無し。開拓使に至り移民扶助の法を定め移民を募移自移の二種に分ち金品を給與して共に保護せしを以て農工商等の移住を企つる者漸く多きを加ふるに至れり。然れとも待遇厚きに過ぎたるか爲め却て懶惰怠慢の風を生ずるの虞ありしかは明治五年及七年此規則を改廢して募移の制を罷むると共に自移に對しても保護の程度を低減し明治十二年北海道送籍移住者渡航手續を定め送籍移住者は開拓使附屬船を以て無賃渡航せしむることとせり。三縣時代に於ては初め開拓使の定むる所に據りたるも明治十六年北海道轉籍移住者手續並移住士族取扱規則を定め資力なき移住者及府縣士族の貧困なる者を保護せり。明治十九年北海道廳の設置せらるるや從來の經驗に基き金品貸與の如き直接保護は徒らに依頼の念を深からしめ健全なる拓殖の効果を擧ぐる所以にあらざるを看取し悉く之を廢し代ふるに間接助長の方法を以てし土地處分の規則を整頓し殖民地を撰定し又之を區畫し移民をして容易に立脚地に就くを得せしめ鐵道の敷設、道路排水の開鑿、其他海陸交通の便を計る等力を茲に致したる結果好く時運の進歩に適合し益々移住を順調ならしめ遂に今日の盛運を呈するに至れり。

三縣時代

北海道廳時代

移住民の種類は之を沿革の上に見るに保護及獨立の二となすへし。之れ政策の變遷に依るものにして開拓使及三縣時代に於ては保護移民に屬し北海道廳設置以後は獨立移民に屬するものにして此時期に於ても時に特種の保護を加へたるものありとも之れ天變凶歉の罹災者を救済する必要に出でたるものにして異例に屬するものと云ふへし。此外屯田兵樺太土人の如き特種移住に係るものあり。屯田兵は封疆守禦と土地開墾の目的を以て明治八年初めて募移し明治三十二年其制を廢止せり。樺太土人は明治八年領土交換の際我が版籍に歸せんことを請ひ本道に移住したるものにして一時の事に屬し沿革上重要な事項にあらず。最近十箇年に於ける來住者を職業別に示せば左の如し。

年次	農	漁	工	商	雜	不詳	計
明治三十六年	三,二六六	四,九四八	六三四	九三三	二,八二二	一,三四六	二一,二八二
同 三十七年	三,〇三三	四,一八八	五九二	一,三三八	二,八七九	五,四五三	一七,〇〇〇
同 三十八年	二,四三三	四,五五二	六八九	一,一五五	三,〇七六	一,二九八	一五,二二二
同 三十九年	三,〇四三	五,四五六	三,二二三	三,八二五	九,七七九	六,〇一八	一八,三三三

年次	農	漁	工	商	雜	不詳	計
同 四十年	四,一六七	四,八三三	二,八八七	四,〇〇〇	一,一三三	九,九四三	二一,一三三
同 四十一年	四,一八〇	四,八八六	一,〇二一	四,七二〇	一,一三三	九,九三三	二一,〇〇〇
同 四十二年	三,九四七	三,四八一	三,九六六	三,〇七一	九,九三三	八,〇〇〇	一八,〇〇〇
同 四十三年	三,〇一八	三,一七二	三,九八八	三,一三三	九,〇〇〇	八,〇〇〇	一七,〇〇〇
同 四十四年	三,九三三	三,〇〇〇	二,八九〇	三,二〇一	九,〇〇〇	六,二〇〇	一六,三三三
大正元年	三,九七二	三,一八八	二,七三三	二,八〇〇	九,六六六	七,〇〇〇	一六,一三三

第三節 移住の現況

往時移住者中には投機的傾向を有する者なきにあらざりしも今や此種の僥倖を目的とする移民は益々其數を減し概ね刻苦勵精以て成功を期する健全なる移住者に非ざるはなし。又移住の途中旅費盡きて進退に窮するものありしか近年何れも相當資金を所持し其程度大に向上せるを見る。之れ蓋し本道の狀況漸次府縣に周知せられ移住の有利なるを悟りし爲め相當の生計を立つる者又は細民と雖困窮の程

移住者の
今昔

鹿島	沖繩	臺灣	樺太	總計
口戸	口戸	口戸	口戸	口戸
一八七	一六一	四一	一一	三、三三〇
—	—	—	—	五、三六八
—	—	—	—	二、七〇三
—	—	—	—	二、八八〇
—	—	—	—	九、九六九
—	—	—	—	七〇八四
—	—	—	—	六、一五六
—	—	—	—	五、五五九
—	—	—	—	三、四〇七

移民に對する施設

移民に對する直接保護を廢して以來間接助長の政策を採れることは前節に略述せし所なり今之に對する現在各種の施設を擧ぐれば左のし。

- (一) 殖民地の公示 移住者か自ら土地の所在を發見するは多くの時日と費用を要するのみならず容易の業にあらざるを以て賣拂又は貸付すへき土地は之を公示して周知せしめ以て移住者及起業家の便を計れり。公示の方法は北海道廳の公布式に據ると共に普く府縣に依囑して適宜公示し且つ公示地の圖面は道廳、支廳及移住民取扱事務所に備置き之を閱覽せしめ尙質問に應し説明を與ふ。
- (二) 移民事務取扱の囑託 移住者の最も多き福島外十一縣の吏員十八名に移民事務取扱を囑託し移住の方向を指導し且つ其手續を説示して移住者に便宜を與ふる

のみならず府縣及本道の鐵道主要驛長、青森函館間連絡船の事務長等十名に同様の囑託を爲し取扱上遺漏なからんことを期せり。

- (三) 移住民取扱員事務所の設置 府縣及道内樞要の地に移住民取扱員事務所を設く。府縣にありては青森、伏木、神戶、品川の四箇所にして毎年十一月頃より翌年五月頃迄吏員を派し本道狀況の紹介、移住手續の指示説明、汽車汽船賃割引券の下附其他移民に對する保護指導を取扱はしめ將に移住を志さんとする者若くは移住の途にある者に便宜を與へしむ。又本道内に於ては函館、小樽、室蘭の三港に同種の事務所を常設し尙移民多數渡來の時期には野付牛に臨時の事務所を開設す。
- (四) 移民取扱組合に對する手當支給 府縣に於て本道移住民保護の目的を以て設立せられたる神戶の北海道移住周旋組合、伏木の北海道移住民共立組合、青森の北海道移住民保護組合に對し事業の永續を期せしむる爲め手當金を支給す。
- (五) 各種印刷物の配付及移住手續の應答 本道の狀況を紹介し併せて移住者の便宜を計らんか爲め移住手引草、移住の心得、移住の榮等を印刷し府縣郡市町村の手を經若くは道廳より直接に之を配布す又移住に關し書面を以て問合す者に對しては直ちに詳細なる説明を與ふ。

- (六) 成功移住者の派遣 各種印刷物を配附する外更に實際的に本道を紹介するは一層必要なりと認むるを以て道内の成功者若干名を選抜し手當を支給して各其郷里に歸省し自己の經歷及本道の状況を講演せしめ以て移住希望者の便を計れり。
- (七) 船車賃の割引及無賃 府縣又は郡市役所若くは地方長官の指定したる町村役場警察官署或は北海道移住民取扱員事務所に就き移住割引券の下附を得移住するときは汽車汽船の賃金五割減の特典を受け北海道内の鐵道は函館小樽間は五割減なるも他は無賃たるを得べく且つ携帯荷物も或る定量迄は無賃とし超過部分に就ては五割減の取扱を受く。
- (八) 渡般の保護 移住民百名以上を搭載せんとする船舶は警察官署に届出て臨檢を受けしむるのみならず回漕問屋旅人宿其の他移民の渡航を周旋するものは其都度船名發航日時船賃及渡航周旋料又は手数料を届出せしめ不當の行爲をなすを得ざらしむ。又移住民三百名以上乗船する場合は乗船地の府縣廳より警察官吏一名を附添はしめ之を保護す。
- (九) 特約店 各支廳所在地其他樞要なる箇所に特約旅店を設け移住者の宿泊に充て懇切と經濟を兼ねしめ又農具家具其他日用品及農作種子類の供給者を定め奸商

の爲め暴利を占めらるるを免れしむ。

- (十) 開墾指導 本道は府縣と風土氣候を異にし従て農作物耕種の法亦異なるを以て各移住地に吏員を派し開墾耕種居小屋の建設其他日常生活の瑣事に至る迄之か指導をなさしめ本道の状況に熟れざる爲め蒙るべき起業上の不利を除かしむると共に慰安を與へ土着の念を深からしむ。

- (十一) 未開地處分法上の特典 項を改めて記述すへし。

- (十二) 地方費法上の特典 移住後耕作牧畜に従事する者は引續き三箇年間戸數割を免除せられ國有未開地處分法に依り附與せられたる土地は民有に歸したる翌年より二箇年間反別割の賦課を免せらる之れ共に北海道地方費法に定むる所なり。以上の諸項は其重なるものを掲けたるに過ぎず此外移住民の保護指導に關しては常に注意して其施設を怠らざるを以て本道に永住の念を懷き移住したる者は各其堵に安して志す所に從ひ將來官廳の施設と相俟て益々良好の發達を遂くへきは蓋し疑なき所なりとす。

第五章 國有未開地

第一節 未開地處分の沿革

本道に於ける土地の開墾は松前藩及幕府直轄時代に創まれるも當時規定及成績の見るべきものなく沿革上重要な事項にあらず。

開拓使設置の後明治五年始めて土地處分に關する規程を定む北海道土地賣貸規則及地所規則之なり。賣貸規則に依れば一人十萬坪を限り之を賣下け着手後十五箇年間除租するものにして賣下地價は千坪に付上等一圓五十錢中等一圓下等五十錢とし賣下の後上等地は十二箇月中等地は十五箇月下等地は二十箇月を過ぎ尙事業に着手せざるときは上地せしむるものとし又地所規則に於ては既に開墾營構を爲したる所は地代を徵せず私有地となし七箇年除租し山林川澤等の從來土人等漁獵伐木し來りたる土地も更に區分を立て所屬者を定め十五箇年除租するものとせり。

明治五年
北海道土地
賣貸規則及
地所規則を
制定す

明治十年
北海道土地
拂下規則を
發布す

明治三十年
北海道未開
地處分法を
制定す

明治四十
一年未開

明治十九年閣令第十六號を以て北海道土地拂下規則を發布し從來の規程を廢止せり。本規則に依れば拂下に先ち必ず貸下をなし貸下期間は十年以内とし其事業の現況を調査し成功せざるものは返納せしむるものなり。而して拂下價格は素地千坪に付一圓とし拂下の翌年より十箇年の後にあらされは地租及地方税を課せざるものとす。

明治三十年法律第二十六號を以て北海道國有未開地處分法を制定し前法に代ゆ。此法律は未開地の賣拂付與交換及貸付の處分を規定し開墾牧畜若くは植樹に供せんとする土地は無償にて貸付し全部成功の後無償にて付與する制を採れるものにして是實に本法の骨子たり。貸付期間は普通十箇年なるも植樹若くは泥炭地の使用に限り二十箇年迄延長するを得べく成功せざるものは返還せしめ民有となりたる翌年より二十箇年の後にあらされは地租及地方税を賦課せざるものとし貸付の面積を制限して一人に對し開墾に供する土地は百五十萬坪牧畜に供する土地は二百五十萬坪植樹に供する土地は二百萬坪迄とし會社又は組合に對しては右地積の二倍迄とせり。

明治四十一年に至り更に同法を改正し處分の主要なるものを賣拂及無償貸付とな

第二章 國有未開地 第二節 殖民地撰定、區畫其他測量

第二節 殖民地撰定、區畫其他測量

明治十九年殖民地撰定の業を創始し各方面に亘り地勢、面積、土性、氣候、植物、灌溉、排水の途及飲料水、水害、交通の如何を調査して殖民地に適するものを撰ひ更に明治二十二年よりは撰定地に對する區畫測設の業を開始せり。是れ蓋し起業者に對し土地の所在を明かにすると共に處分の敏活を期せんか爲めなり。區畫測設の法は縦横に兩基線を施し其線に準して平行線を書し方九百間面積八十一萬坪二百七十歩を大書とし大書を九分し方三百間面積九萬坪三十歩を中書とし中書を六分して縦百五十間横百間面積一萬五千坪五町を小書とし普通小書一箇を以て農家一戸に對する配當地となす。而して區畫は多く小書に細分するも土地の狀況に依り中書或は大書に止むることあり。各中書間に道路敷地を設け其他公共用地及防風林を豫定し將來の用に供ふるものとす。

き道廳の直接調査を開始し、今後は經費の許す限り益々廣く之を行はんとするに至れり。此法たるや豫め土地利用並に分割の方法及地上の立木を調査し然る後公示をなすものにして公示後賣拂出願に依り調査を施行するに比すれば處分の敏活と費用節減との點に於て願入に與ふる利便甚大なりとす。大正元年迄に殖民地撰定、區畫及賣拂地の直接調査をなしたるもの左の如し。

國	殖民地撰定地積		賣拂地積		賣拂地數	
	町	坪	町	坪	町	坪
石狩	三九、六三九	〇、〇〇〇	一三、一五七	〇、〇〇〇	四	〇
後志	一一、二二二	〇、〇〇〇	二、八七九	〇、〇〇〇	三	〇
渡島	五、一一一	〇、〇〇〇	六、〇七〇	〇、〇〇〇	二	〇
釧路	五、一一一	〇、〇〇〇	八、〇一〇	〇、〇〇〇	二	〇
根室	五、一一一	〇、〇〇〇	七、五九〇	〇、〇〇〇	一	〇
北見	五、一一一	〇、〇〇〇	一、八八九	〇、〇〇〇	一	〇
天鹽	三、三三三	〇、〇〇〇	一、〇〇〇	〇、〇〇〇	一	〇
高島	二、二二二	〇、〇〇〇	一、〇〇〇	〇、〇〇〇	一	〇
勝島	一、一一一	〇、〇〇〇	一、〇〇〇	〇、〇〇〇	一	〇
計	二、三三三	〇、〇〇〇	九、六六六	〇、〇〇〇	二	〇

備考 賣拂地の直接調査は明治四十三年以降賣拂地の一部に對し之を施行せるもの
第五章 國有未開地 第二節 殖民地撰定、區畫其他測量 三五

にして其他の土地に就ては尙從來の通り所轄支廳に於て調査を施行せるを以て賣拂地調査の總地積は次節に掲ぐる賣拂地成績表に依り之を知るを得へし。

地形測量

本道地形の測量は寛政十二年伊能忠敬か東蝦夷地の沿海を實測せしに始まり開拓使の時雇米國人をして之を施行せしめたるも中止し明治十九年北海道廳に至り再び之を施行し二十八年に至り千島を除く外全道の測量を結了せしか四十四年より更に補足調査及新に國後擇捉得撫三島の測量を開始せり。

連絡圖調製

連絡圖調製事業は地籍整理の爲め明治二十六年以來實施し大正元年迄の調査區域六箇國二區十二郡に亘り其の面積七萬七千三十七町步餘なり。

堤塘調査

堤塘調査は土地整理事業の一部にして樞要河川七十一に就き堤塘敷地を測定し治水事業に資すると共に農耕適地は之を未開地に編入し以て開拓の進捗を期せんとす。

第三節 未開地處分の現況

現行未開地處分の主要なるものは賣拂及貸付にして賣拂の制は直に大地積の所有

賣拂地

權を得せしむるか故に資本家の起業經營に適し貸付の制は特定地を設け小農者に小地積を無償貸付し事業成功の後は無償付與するものにして府縣の小農者をして本道に發展の途を得せしむるにあり。

賣拂地は豫定事業方法に違ひたるときは取消さるるの外別に煩雜なる條件を附せざるか故に起業者は此制限内に於て自由に管理處分することを得べく自ら移住經營するも管理者を置くも小作法に依るも或は又之を他に賣却するも全く隨意とす。賣拂は特別の場合を除く外競争に附せざるを原則とし且つ特賣にありては耕作、牧畜、植樹に供するものは價格に一定の制限を附し之を越ゆるを得ざるものとせり是れ蓋し起業者を保護せんか爲めなり。其制限價格左の如し。

- 一、耕作に供する土地 一町步に付 金四圓五十錢以内
- 二、牧畜に供する土地 同 金三圓以内
- 三、植樹に供する土地 同 金一圓五十錢以内

但し賣拂地内に可用立木あるときは土地と共に時價を以て賣拂ひ耕作牧畜に供する土地に在りては總材積の二割を無償にて付與し起業者をして任意利用せしむ。

賣拂地は起業者の資力に應し充分事業の發展を期せしむるも一時に廣大の面積を處分するときは却て成功を妨ぐる虞あるのみならず徧く起業者を招致する目的に反するを以て一人に對する處分面積に制限を附す然れども曾て賣拂を受けたる土地にして其事業の成功を了りたるものは之に通算せざるものとす。而して一人に對する制限面積は

- 一、耕作に供する土地 五百町歩
- 二、牧畜に供する土地 八百町歩
- 三、植樹に供する土地 八百町歩
- 四、其他の目的に供する土地 十町歩

然りと雖とも會社組合其他共同して事業を經營せんとするものは尙地積の増大を必要とすへきか故に其資産と人員とに應し右制限面積の五倍迄累加するを得ることとせり。而して賣拂地の面積三十町歩未滿のときは其資格に就ては何等の規定なきも三十町歩以上となれば其面積に應し直接國稅(地租、所得稅、營業稅)を三年以上納附し仍ほ引續き納附すへき者たるを要す。其割合は

- 一、百町歩以下 納稅額五圓以上
- 二、二百町歩以下 同 十二圓以上
- 三、三百町歩以下 同 二十圓以上
- 四、四百町歩以下 同 三十五圓以上
- 五、五百町歩以下 同 五十圓以上
- 六、八百町歩以下 同 七十五圓以上

右の外會社にありては既に出資又は拂込を了したる資本の總額百町歩に付一萬圓以上の割合組合にありては各人の納稅額を通算するものとす。

賣拂代金にして土地立木を合せ一口千圓以上なるときは國債證券、株式會社、橫濱正金銀行株券、株式會社、日本銀行株券、株式會社、日本勸業銀行株券、株式會社、北海道拓殖銀行株券、日本郵船株式會社、株式會社、三井銀行定期預金證券、株式會社、第一銀行定期預金證券、定期預金證券は期日か代金延納期日以前にして名宛人又は持參人に對し證書引換に元利金を支拂ふ形式にて發行せるものに限るを提供し二年以内の延納若くは其期間内に於て數回に分納することを得るの制を設け以て起業者の便を計れり。

賣拂又は貸付したる土地の事業成功期間は普通

- 一、十町歩未満 五年
- 二、三十町歩未満 八年
- 三、三十町歩以上 十年

右の制限を超ゆるを得ざるも植樹又は泥炭地の場合は之か二倍迄延長し得るものとし又事業の検査は三十町歩以下にありては成功期間内に三回以内三十町歩以上において同四回以内とし二年乃至三年目に一回の検査を施行する定にして従前の處分法に比較するに検査回数を減し専ら起業上餘裕を存せしむることを期したり。

特定地は處分法上賣拂地に對する制にして専ら自作農を目的とする移住者の收容地に充て無償にて貸付し成功の後土地及地上の立木を無償にて付與するものとする。一人に貸付する面積は十町歩以内なるも普通は殖民區劃地の小畫五町歩を標準となし地味地勢其他の關係に依り經營上特に必要とする場合は十町歩迄貸付するものとする。特定地の貸付を受け得るものは主として

- 一、北海道移住民規則に依る團結移住者
- 二、耕作の目的を以て新に移住し其の證明書類を携帯する者

特定地

三、耕作の目的を以て移住し未だ所有地又は貸付地若しくは小作地を得ざる者以上 何れかに該當する戸主又は成年者とし此の外農事に關する中等教育以上の學科を修得し一部落の農事を指導し得べき者には前項の資格に拘はらず之を貸付し尙所有地又は貸付地若しくは小作地を有するも耕作地積僅少にして生計上必要と認むる者には制限面積の範圍に於て貸付することありとす。而して貸付後付與を受くるには貸付許可の翌月より六箇月以内に其土地又は附近に移住し事業成功に至る迄引續き居住することを要件とし成功期間の標準は五箇年にして事業の検査は毎年一回之を行ふものとす。

特定地にして多少地味の劣るものは一戸に對し十町歩を貸付し混同農業の法に依り開墾を兼ね成功期間内に牛馬三頭以上を飼養し畜舎牧柵等の設備をなし全地の四割以内を放牧地に利用せしむるの制あり之れ肥料を施し地力を補はしむる目的に出でたるものなり。特定地は賣拂地と異り出願手續の如きも自ら願書類の提出を要せず戸籍謄本及移住割引券等を携帯して希望地所轄支廳に出頭し希望を申出づるときは支廳には願書用紙を準備しありて移住民の爲め迅速簡便なる取扱を爲す。特定地は本道に移住の後にあらされは貸付せざるも團體移住の農民の爲め貸

付地豫定存置規則を設け特典を與ふ。該規則に依れば十戸以上團結し一箇年以内に移住せんとする者は規約を結び總代人を選ひ出願するを得べく移住前貸付地の豫定を受くるものにして最も安全なる方法なり。

賣拂地にして耕作を目的とするもの及特定地は總地積の二割以内を防風、風致、薪炭用材林として存置するを得へし。又賣拂若くは付與を受けたる土地は事業成功期間満了の翌年より十年の後にあらざれば地租を課せざるのみならず六箇月以内に登記を請ふときは登録税を免除せらるゝものとす。

現行法實施後賣拂地及特定地處分の成績左の如く之を實際の狀況に徴するに漸次府縣資本家の起業を誘致せる小農移住者の増加を示せる又投機的起業者を減し着實なる起業の風を助長せる共に本法の時運に適合せる結果にして拓殖の進歩益々順境の途にあるものと謂ふへし。

賣拂地及特定地の特典

賣拂地及特定地の成績

一、賣拂處分成績

年次	石狩	後志	渡島	釧路	日高	十勝	釧路	根室	千島	北見	天鹽	計
明治四十年自七月至五月	八、七五七	一〇、一〇〇	二、〇〇〇	三、一〇〇	一、〇〇〇	六、三〇〇	五、五〇〇	三、〇〇〇	二、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	三九、六六八
同 四十二年	三、三三三	一、一〇〇	六、八〇〇	三、一〇〇	七、七〇〇	一〇、〇〇〇	七、五〇〇	七、六〇〇	三、七〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	五〇、五七五

二、特定地處分成績

年次	石狩	後志	渡島	釧路	日高	十勝	釧路	根室	北見	天鹽	計
同 四十三年	一三、五九八	三、三六二	三、三五四	一、八〇六	四、五七五	一五、〇〇〇	一五、〇〇〇	八、六六六	七、七〇〇	三、三七五	一五、九七三
同 四十四年	一九、八四八	九、八七五	八、三六六	一、四三九	五、三三二	一七、六六三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	二、六六六	四九、〇〇〇
大正元年	一〇、八二二	九、七二二	五、五七五	一、六六七	四、四三三	一七、八七四	二、三六七	一、〇〇〇	一、〇〇〇	五、〇〇〇	一〇、八六六

第六章 森林

第一節 林制の沿革

本道は曾て鬱蒼たる原生林を以て覆はれしか開拓其歩を進むるに従ひ漸次農耕牧

場等に利用せられしを以て現時は森林の面積大に減少せり。而して森林の制度は遠く松前藩及幕府直轄時代に淵源するも松前藩は唯江差地方の伐採を事とし之か監護保育は顧みる所なかりしかは此地方は濫伐と野火との爲め林相の荒廢を見るに至れり。幕府直轄時代に入り林業の必要を認め森林の愛護及樹苗の植栽に力を注ぎしを以て當時施設の跡稍看るべきありと雖未だ成績の特記すべきものなかりき。開拓使時代に至りては森林監護假規則、山林原野調査假規則、其他の諸規則を制定し山林を監護し樹苗を養成し森林計畫を立つる所ありしか廢使置縣の際山林事務は擧げて農商務省の主管に移り次て北海道廳に至り亦之か主管に復歸せり。道廳は官林境界の査定、苗圃の設置、斫伐案調査等の事業を開始し林業の改良獎勵の途を開き又は森林の取締及利用に關する事項を統一し或は森林主産物の拂下森林の拂下貸渡等の規定を設け逐次施設する所あり軌近更に林籍の整理と林利の増進とに力を致せり。

第二節 林業の現況

山林の種別及面積

本道の山林は四百八十二萬餘町歩ありて全道總面積の約五割を占め尙森林面積中國有林は其五割五分に當り御料林地方費林大學演習林等之に次く。大正元年度に於ける箇所面積等左の如し。

種別	箇所數	面積	備考
國有林	五六六	三、六七、二二〇	全道十一國に亘る
御料林	一五六	六五、一九三	石狩、渡島、膽振、釧路、天鹽の諸國にあり
大學演習林	五	九、三三三	石狩、膽振、天鹽國にあり
公地方費林	八七	三八、七六	十勝、釧路、根室、千島國を除き他の諸國にあり
有區町村有林	八一	三〇	千島國を除き他の諸國にあり
林其他團體有林	一一、八〇三	二八、四四〇	日高、十勝、根室、千島、天鹽を除き他の諸國にあり
社寺有林	一一、八〇三	二八、四四〇	十勝、千島、根室を除き他の諸國にあり
私有林	一三、五八八	四八三、〇六五	根室、千島を除き他の諸國にあり
計			

林相

而して之か林相は針葉樹林、濶葉樹林、針濶混淆林の三種に大別すべく其内濶葉林最も多く針濶混淆林之に次ぎ針葉樹林最も少なし。尙樹種の主なるものは針葉樹にありてはエゾマツ、トドマツ、オンコ地以上本道各アスナロに産す濶葉樹にありてはカツラ、ホホノキ、シナノキ、キハタ、イタヤ、エンジュ、センノキ、ヤチタモ、アカタモ、クルミ、カ

シハ、ナラ、カバ、ハンノキ以上本道各ブナノキに産す以南トチ部に産す等とす。

國有林の經營は道廳の下に四營林區署を置き其下に十二の營林區分署を置き事務を處理せしめ更に百二十八の保護區を設け監護の任に當らしむ。現今實施せる國有林整理は明治四十年之計畫を立て翌四十一年之實行せり。該計畫の概要を舉ぐれば當時の國有林面積四百七十八萬町歩の内千島國に屬するもの約五十七萬町歩は未だ整理の時機に到達せざるを以て姑く之を除外し其他の四百二十一萬町歩に就き

- 一、國定國有林 二百二十八萬町歩
- 二、公有林豫定地 四十五萬町歩
- 三、私有林豫定地 三十萬町歩
- 四、未開地編入豫定地 六十七萬町歩
- 五、林種未定地 五十一萬町歩

以上の區分見込を立て其内林種未定地は整理事業の進捗に伴ひ自ら相當の林種に編入せらるへきも差向き之か見込を立つること能はざる箇所なるを以て計畫上之を除外し其他の土地に對し

- 一、約十箇年を期して境界を調査し各種林地の區域を確定すること。
- 二、約十三箇年を期して三角測量を行ふこと。
- 三、固定國有林及公有林豫定地に定まりたる地域に對しては約十五箇年を期し林況を調査し大要の施業案を編成し且つ地積を定め臺帳を調製すること。
- 四、固定國有林及公有林豫定地は施業案の編成せらるゝに従ひ利用及更新の作業をなすこと。

五、公有林豫定地の處分方法は後日慎重に調査の上之を定むること。

六、私有林豫定地に定まりたる地域は土地立木を合せて三十箇年以内に賣拂ふこと。

七、國有未開地編入豫定地に定まりたる地域は逐次林籍を解除し未開地に編入すること。

右の方法に依り整理せんとするものにして爾來着々豫定の事業に従事しつつあり。國有林は以上整理事業の進捗に伴ひ施業案を確立し林相及地方の狀況に鑑み擇伐、傘伐、皆伐等の作業に依り漸次伐採及造林を行なひ以て一面には收益を舉げ一面には林相の改善を圖らんとす。而して整理事業完了の曉には固定國有林二百二十八

萬町歩に對し年々二萬千二百二十八町歩を輪伐し六百三十八萬四千尺締を得へき豫定なり。然るに現在國有林面積三百六十七萬町歩ありて其年伐利用材積之に倍加せざるへからすと雖需要の狀況及運搬の便否等に依り實際の伐採額未だ僅少にして大正元年度の立木拂下高は用材二百二十二萬五千九百八十八尺締價額四十四萬八千五百五十八圓薪材十九萬七千二百五十二圓價額九萬三千五百五十三圓なり。造林は天然更新を主とし人工造林之に次く苗圃は十箇所に設け「カラマツ」其他諸種の適種を育成す。大正元年に於ける人工造林は新植三百八十七町歩補植三百六十六町歩なり。尙林業の改良進歩を圖らんか爲め明治四十一年以來石狩國札幌郡江別村野幌國有林に野幌林業試験場を置き主として(一)土壤及氣象に關する事項(二)造林及森林保護に關する事項(三)樹木の生長に關する事項(四)林産物利用に關する事項等森林經營上必要なる技術的事項を調査試験す。

御料林

御料林は渡島石狩天鹽膽振釧路の五箇國に分布し其面積六十萬餘町歩にして内四萬町歩の農耕地あり。渡島國に存するものは帝室林野管理局青森支廳に於て其他は同局札幌支廳に於て管理し其下に十四の出張所五十の分擔區あり。蓄積は約五億萬尺締を下らざるを以て總面積に對しては年々優に三百五十萬尺締を伐採する

大學演習林

を得へきも地域の精査中なると需要其他の狀況に依り伐採額に注意を加へ年々の賣拂高を百萬尺締内外とす。而して大正元年度に於ける札幌支廳管内の立木賣拂は用材百三萬九千七百七十四尺締薪材二萬三千二百十九圓價額合計二十七萬五千二百十三圓餘なり。尙之か經營方法は主として擇伐作業に依り伐採し跡地は天然更新に依りて造林し林相の不良なるものには人工補植若くは人工下種挿條等を施せるも一小部分に過ぎず。

地方費林

大學演習林は東京帝國大學及東北帝國大學に屬し苗圃を設け無立木地並伐採地に新植し優良なる成績を挙げつゝあり。北海道地方費林は森林經營の模範を示し併せて地方費の財源に資する目的を以て設定したるものにして現在十一の事務所と二十六の監護員駐在所とを置き管理す。立木は年伐額を定めて賣拂ひ其跡地は天然若くは人工に依り造林し爾來着々好成績を挙げ年々殘餘金數萬圓を地方費に繰入れつゝあり。大正元年度の立木賣拂額用材四十二萬三千七百四十三尺締薪材二萬六千五百五十七圓此の價額合計九萬六千四百七十五圓なり。

區町村其
他の團體
有林及私
有林

區町村有林其の他の團體有林は多くは貸付を受けて造林し若くは森林の儘特賣を

民間林業の奨励

受けたるものなり。又私有林は稀れに明治維新前に植栽したるものあるも多くは道廳時代に貸付を受けて造林し若くは拂下又は付與を受けたるものにして概して小地積のもの多く其内渡島國、後志國等にありては成績の見るべきもの少なからず。民間林業奨励の爲め國費を以て樞要の地十六箇所に奨励苗圃を設け苗木養成の實況を目撃せしめ造林の念を喚起せしむると共に養成せる苗木を無代下附し又地方費を以て教師を置き木炭の改良、椎茸の培養及醋酸石灰の製法を傳習せしめ其成績良好なり。

大正元年中の全道林産物總價額は一千九十二萬五千五百八十八圓にして其内丸太材及角材、挽材、木炭、薪材、製紙用原料木、燐寸用原料材、鐵道枕木等を主要のものとす。

第七章 農業

第一節 農業の進歩

本道農業の起源

開拓使時代以後

本道に於ける農業の起源は松前藩及幕府直轄時代にありと雖當時耕種の法宜しきを得さりしに拘はらず本道を以て農作に適せざるものと目せし狀況なりしかは成績毫も見らるべきものなかりき。開拓使時代に至り本道農業の不振なるは其氣候寒冷なる爲め府縣農作物の適せざるもの多きに因るを察し氣候の類似せる米國其他の諸外國より新種を輸入し又本邦産の各種に就き之か適否を試み其成績に依りて播種を勸奨し農法を米國に則りて馬耕の法を授け農作物を買上げて消流の途を計れり。而して開拓の効は主として農業の發達に俟たざるへからざるを以て爾來力を茲に注ぎ諸種の機關を設置して農事の統一と改良とを計れる結果三縣を経て北海道廳に至るや漸次著しき進歩發達を爲し且つ本道農業の有利なること全く確實となり明治二年開拓使設置の當時は耕地僅に八百餘町歩に過ぎざりしも大正元年には六十一萬七千六百十町歩餘に増加し今や全道到る所農業の行はるゝに至れり。

第二節 農業の現況

本道に於ける農業者の數は大正元年の調査に依れば十六萬三百四十四戸にして全

農業戸數及其種別

道總戸數の約半數を占む。而して之を自作小作に依りて區別すれば左の如し。

種別	自作		小作		計
	口戸	口戸	口戸	口戸	
兼業	二〇、三〇四	一三、三九四	三、七六六	二八、四六八	一四、〇〇四
専業	一三、〇五三	八、一四九	一五、八三六	二八、四六八	六四、〇〇九
計	三三、三五六	二一、五四三	一九、六〇二	三三、〇五三	一〇七、〇〇九

前表に示すか如く自作者及小作者の數は殆ど相半す。蓋し農業目的移住者にして獨立の資力を有する者は未開地の貸付若くは賣拂を受けて直に自作者となるも資力に乏しき者は各地農場の小作人となるなり。而して本道は氣候の關係上府縣に比し作物耕種の範圍稍狭きも耕地分配の割合大にして普通一戸五町歩を經營すれども馬耕を施すを以て容易に此面積を耕作するを得べく加之土地概して肥沃にして多くの肥料を施すを要せざるのみならず新開地なるか故に交際費等を要するこ
と少なく且諸公課亦少額なるを以て自作者は府縣農業者に比し其利益多し又小作料は普通一反歩水田にありては玄米四斗乃至七斗畑にありては五十錢乃至三圓にして府縣に比し低廉なるか故に小作人も其勤勞の如何により利得を蓄積し數年を

各種作物の状況

出てすして或は未開地の賣拂を受け或は既墾地を購ひて自作者と成るを得へし。從來の實例に依るに小作者にして此徑路を経て自作者と成り又は大なる成功を贏ち得たる者尠しとせず。以上の如く本道農業の價値明白となり農業者の増加を來せると共に田畑の價格漸次高騰して普通一反歩水田は四十圓乃至百五十圓畑は十圓乃至五十圓に達するに至れり。農作物の種類は西洋種過半を占むるも米大豆等の日本種は其耕作地積多大なるを以て作付反別は日本種西洋種略ほ相半せり。大正元年の農作物の状況を示せば左の如し。

種別	作付反別	收穫高	價格		一反歩收穫
			價	格	
米	五、七〇三	六、〇六二	一〇、二七六	三、三三三	一、三二六
大麥	六、九二六	八、五九四	五、九五五	五、八八三	一、三三八
小麥	三、二〇四	三、〇〇三	二、八四三	八、二二一	一、〇三四
燕麥	三、三六四	三、五四〇	二、〇四一	七、九九五	一、〇四九
大豆	四、六九七	四、〇六四	三、二五四	八、三三三	二、三三七
小豆	七、六六七	五、六〇〇	四、三三三	六、二二二	七、三三三
大豆	四、六九七	四、〇六四	五、〇五五	五、四四四	八、一七七
菜豆	三、三三九	二、七〇六	二、〇八八	九、九〇九	一、〇〇八

其 他 蔬 菜 類	茄 瓜 類	其 他 瓜 類	胡 瓜	甜 瓜	西 瓜	南 瓜	午 節 頭	葱 頭	葱	胡 葱	燕 麥	蘿 蔔	甘 藍	漬 菜	馬 鈴 薯	蕎 麥	玉 蜀 黍	稗 類	粟 類	蠶 豆	豌豆
九九四	七〇〇	三六三	九八八	二九五	三二八	四、九六七	一、三〇六	五、二七	八、九〇	一、六六	九三六	五、三五	一、七二	二、〇四五	三、二八九	一、六、四二	一、七、八七〇	三、一、五三	三、八、七二	一、七、五八	二、三、五
四、三、五、八、五、六	三、二、〇、一、九、四	一、一、八、一、四、五、三	四、三、六、五、〇、七、六	九、四、七、四、〇、六	一、二、三、三、七、九、五	三、七、九、九、六、九	四、二、六、六、三、三	二、三、九、八、五、五、四	二、〇、四、六、六、五、七	五、二、五、九、六、三、三	四、七、四、五、七、八、五	三、三、三、八、九、三、九	八、一、三、三、四、九、〇	九、一、〇、九、三、三	八、六、三、三、三、三	一、七、八、九、三	三、七、七、五、一	五、七、三、三、三	四、四、七、〇、三	二、五、三、七	一、八、四、七、〇、八
三、〇、一、三、一、一	二、八、九、五、〇、三	六、九、四、〇、三	三、五、九、九、八	一、〇、一、〇、〇、一	四、六、三、一、〇、九	一、〇、六、六、九、〇	一、二、五、六、六、六	一、〇、一、四、〇、六	五、五、一、五、八、六	二、六、〇、八、九、九	三、五、一、五、八、六	一、〇、一、四、〇、六	四、六、三、一、〇、九	四、〇、一、〇、〇、一	三、五、三、九、三、七	一、〇、六、六、九、〇	一、八、四、〇、八、九、六	一、四、六、三、五、八、五	五、〇、八、三、〇、〇	三、八、六、六、六	一、九、五、二、三
四、三、三	四、三、八	五、一、九	四、八、一	一、〇、七、九	三、三、一	四、七、八	四、〇、七	四、五、五	二、〇、〇	四、五、一	五、一、三	六、四、九	四、七、〇	四、四、六	二、七、六	一、〇、二、五	一、〇、八、一	一、一、七、四	一、一、八、一	一、一、五、五	一、〇、八、〇

菜 菘 種	大 麻	亞 麻	川 芎	薄 荷	牧 草	葉 藍	杞 柳	華 果
二、五、九、七、六	三、五、〇、〇、〇	三、三、三、三、三	四、八、八、八	一、八、七	五、三、三、七	八、八、八、九	一、六、九	六、二、五
二、二、七、一、四、四	三、三、三、三、三	六、四、一、九、九	三、七、五、九、一、六、一	二、一、一、三、三、七	四、八、三、三、四、六	四、五、三、七、一	八、三、八、九、六	二、三、八、四、一、七、〇
二、三、四、八、〇、六、六	二、八、五、三、五、六	四、二、三、三、七	三、七、三、〇、〇	二、四、一、八、〇、〇	一、一、九、〇、三、八、三	六、六、五、四、六、〇	三、〇、五、〇、〇	五、六、二、三、九、〇
八、七	九、〇	二、七	七、七	四、七	六、〇	九、三	五、〇	三、四

備考 作付段別の僅少なるものは之を省けり。又一段歩の收穫量は何れも平均を掲
けたるものにして米は上田にありては二石五斗乃至三石に達し畑作物も上畑
にありては同様收穫量増加すべきものなり。此收穫量と小作料とを對照せば
本道農業の有利なるを知るに足らん

尙右の内主要なる作物の概況を述べん。

米 最も盛なるは石狩國にして渡島、後志、膽振の諸國之に次ぐ。近年灌漑溝の開
鑿所々に起り年々著しく水田の段別を増加し大正元年には四萬九千餘町歩を
算するに至れり。尙本廳に於ては地方費を以て灌漑溝の調査設計をなし以て

起業の便益を計りつつあり。

麥類 各種とも全道到る處に好適し大麥、稗麥は農家の主要食料たるのみならず大麥は醸造用に供せらる。小麥は府縣に輸出し一部は本道に於て製粉等に用ひらる。燕麥は専ら馬糧に供せらるゝものにして日露戰役以來軍用馬匹の飼料として陸軍省に買上けられし結果著しく作付反別を増加するに至れり。

豆類 大豆は各種の作物中作付段別最も多く其産地は十勝國を主とし石狩、後志、膽振、日高等之に次く。小豆は石狩國を主とし天鹽、膽振、十勝、日高等之に次き。菜豆は石狩、後志、膽振、十勝等を其の主なる産地とし何れも府縣に需要せられ本道に於ける主要なる移出品たり。豌豆は石狩、膽振、後志等に産し近年多く海外に輸出せらる。

蕎麥 農家の食料として廣く耕作せられ蕎麥は又府縣に移出せらる。

玉蜀黍 農家の食料馬糧及酒精の原料として各地に於て耕作せらるゝも石狩國を以て主なる産地とす。

馬鈴薯 食料に供し或は澱粉を製し或は酒精の原料となし又生塊の儘輸出す。栽培區域頗る廣くして殆ど全道に亘る。

蔬菜類 各種とも概ね好適せざるなく就中根菜類及甘藍は最も好評あり。而して玉葱は海外に輸出せらる。

薯蕷 各地に播種し主要の移出品なり。

亞麻 主として石狩國に産し膽振、十勝之に次く。莖は製麻の原料に供し種子は搾油用として府縣に移出す。

薄荷 主として北見國に於て栽培せられ石狩國上川地方之に次く。横濱、神戸に移出し更に海外に輸出す。

牧草 近年陸軍糧秣用として需要せらるゝに至り各地とも作付段別を増加せり。荳果 主として石狩、後志の二國に産し府縣並海外に輸出す。

養蠶業は開拓使以來保護獎勵を加へたる所にして本道の風土に適し病蛆の害少なく良繭を産す。然れども農業の餘裕に乏しき爲め未だ顯著なる發達を見るを得ざるも將來好望の事業たるや疑なし。大正元年に於ける飼育戸數七千四百四十一戸、收繭六千二百二十石、蠶絲製造高三千三百四十九貫、蠶種製造高普通製一萬七千二百九十八枚、柙製百六十二萬五千二百二十二蛾なり。

農事に關する施設の重なるものは農事試験、農事指導、種苗配付、病蟲害の驅除豫防、施

肥の獎勵等にして農事試験は國費を以て札幌に試験場を置き之に蠶業講習所を附屬せしめ渡島、上川、十勝、北見に支場を置き尙地方の篤農者に委託して試作を爲さしめ又地方費を以て渡島、膽振、天鹽、釧路、根室に試作場を設け一般農事の範を示すと共に泥炭地、火山灰地改良の爲には特種の試験を施行す。農事指導に就ては農業技術員及老農を各地に派して講習及實地指導をなさしめ農産物の品種を一定する爲め種苗配付の法を設け或は農作物病蟲害の驅除豫防に力を注ぎ又は地力を保持し主産力の減少を防ぐか爲め施肥の獎勵に努む。

農事の改良進歩に關しては單り官廳自ら施設するに止まらず本道各地の農會に補助金を交附して活動せしめ又は地主を勧誘して地主會を組織せしめ相俟て其効果の大ならんことを期せり。本道に於ける農會は道農會一、郡農會十五、町村農會百七十七あり又地主會の設立せるもの二十四ありて何れも相當の成績を挙げつゝあり。

第八章 牧畜

第一節 牧畜の發達

幕府直轄時代
開拓使時代
北海道時代

本道に於ける牛馬の飼養は和人の居住後に始まり幕府直轄時代に於ては之か繁殖に力を用ひ安政年間には馬數六千三百餘頭、牛數三百四十餘頭を算せり。然れとも種畜の選擇を誤り且飼育法其宜きを得ざりしか故に漸次退化して體軀矮小となり馬は力量弱く牛は乳量に乏しく改良を要する所多かりしを以て開拓使の初め米國より牛馬を輸入し又南部産の良種を購入し數箇所の牧場を設置し漸次之か改良繁殖を圖り或は羊豚等の種畜を海外より求め民間の牧畜業を獎勵せり。

北海道應時代に至りても屢々種畜を輸入し各種の牧場を設くる等大に斯業の發達進歩に努むる所ありしを以て漸次民間に於ても大小の牧場を經營し或は農家の副業として牛馬の改良を圖る者多きを加へ大正元年に於ては馬數十八萬千九百二十頭、牛數一萬八千三百四十八頭に達せしのみならず品種の向上を見るに至れり。

第二節 牧畜の現況

本道に於ける家畜は馬を主とし牛之に次ぎ其他羊、豚、鶏等とす。馬は内國種最も多く雜種洋種は合せて總頭數の四割七分に當る。牛は殆ど全部洋種若くは雜種にして大正元年に於ける牛馬の種類頭數は左の如し。

種別	内國種		雜種		洋種	
	牝	牡	牝	牡	牝	牡
馬	四、三〇一	四、三〇一	四、八二六	四、八二六	一、六五五	一、六五五
牛	一〇〇	一〇〇	三、八六七	三、八六七	一、四六六	一、四六六
種計	四、四〇一	四、四〇一	八、七〇二	八、七〇二	三、一二一	三、一二一
種計	四、四〇一	四、四〇一	八、七〇二	八、七〇二	三、一二一	三、一二一

備考 牛は「エアシヤアー」「シヨルトホーン」「ホルスタイン」等の種類多く馬は「トロツタ」「サラブレッド」「バルシユロン」等に依り改良せるもの多し

畜産に關する施設

羊は其飼養未だ盛ならず緬羊、山羊を合せて三百七十三頭に過ぎず。豚及鶏の飼養は間々專業として之を行ふ者あるも多くは農家の副業にして其の數豚一萬三百二十四頭、鶏八十四萬三千六十五羽なり。北海道廳にては種畜場を設け畜類の改良繁殖を計り之を民間に貸付し又は技術員を置きて畜産業の指導をなさしめ種畜購入の爲め補助を與へ畜牛結核病検査を施行し馬匹の去勢を勵行し産牛馬組合及産牛馬組合聯合會を監督して諸般の施設をなさしむる等畜産業に力を用ふること大なるも斯業の發達は實に新冠御料牧場其他

の官設牧場の力に依ること亦少なしとせず。是等官設牧場にては或は餘勢種附出張種附種畜拂下をなし或は馬匹の購入をなす等民間牧畜の發達を誘掖する所多し。官公有牧場を舉ぐれば左の如し。

名	稱	所在地	總面積	牛	畜	馬	羊	類	豚
北海道廳種畜場	種畜場	石狩國札幌郡豐平町大字平岸村	九、〇三、七四八	三二	三二	三二	三二	三二	三二
東北帝國大學農科大學附屬農場	種畜場	同 國札幌區	四、五、五三	一	一	一	一	一	一
軍馬補充部劍路支部	種畜場	劍路國白糠郡白糠尺別兩村	三、九、五八、八七三	一	一	一	一	一	一
同	種畜場	同 國川上郡熊牛村字標茶	一、〇〇三、一六四	一	一	一	一	一	一
同	種畜場	石狩國札幌郡豐平町大字月寒	五、八、六、六〇九	一	一	一	一	一	一
同	種畜場	日高國新冠郡内兩郡	一、〇〇、三、七、九〇〇	一	一	一	一	一	一
同	種畜場	膽振國山越郡長萬部村	二、八、九、六、六〇〇	一	一	一	一	一	一
同	種畜場	十勝國河東郡音更村	二、四、三、五、三三	一	一	一	一	一	一
同	種畜場	日高國油河郡西舍村	三、〇、一、〇、一、五、六三	一	一	一	一	一	一

大正元年に於ける民有牧場は八百三十四箇所面積二十四萬九千百十二町餘歩にして此の外未開地處分法に依り貸付又は賣拂を受け起業中に屬するものあり。本道の氣候は牧畜に適し且つ牧場適地に富むも就中日高、膽振、十勝、劍路、根室の諸國及北見國東部を最も可とし殊に日高地方は良馬を産するを以て其の名高く石狩國は牛

の飼養を以て顯はる。農家か副業とする牛馬の改良も成績年と共に觀るべきものあり膽振國八雲村の如き最も著名なりとす。

近年民間種牡牛馬の改良進歩著しきものあり種牡馬検査及種牡牛検査に合格する數増加し馬は明治三十一年検査創始のとき合格僅かに四十八頭なりしに大正二年には九百六十七頭となり牛は検査の初年明治三十七年には合格僅かに四十九頭なりしに同年には二百三十三頭を算するに至れり。畜牛結核病も明治三十六年検査創始の際は千頭に付八十九頭の病牛ありしか爾來豫防及検査を勵行したる結果大正二年には千頭に付僅に四頭に過ぎざることとなり又馬匹去勢は獎勵金下附の下に之を施行し年々多數の馬匹を去勢せり。

全道を通し産牛馬組合二十八、産牛馬組合聯合會一あり。組合に對しては種牡牛馬購買費を補給して種畜を購入せしめ且つ牛馬の改良繁殖上必要の施設をなさしめ又聯合會に對しては補助金を交附し各産牛馬組合の統一に當らしむ。尙北海道畜産協會、競馬會、畜産製造者に補助を與へ牧畜業の發達を計りつゝあり。

家畜市場は各地に定期若くは臨時に開催し殊に日高國靜内郡下下方の靜内新冠産牛馬組合の馬市には新冠御料牧場其他各郡の良馬出場し甚だ盛大にして府縣人の

牛馬の改良

家畜市場

來觀する者亦少なからず。

第九章 漁 業

第一節 漁業の沿革

本道は四面海を繞らし魚藻豊かにして世界有數の漁場たるか故に其初め産業の發達は漁業にありき。

明治維新以前和人居住地にありては税を課して自由に漁撈をなさしめ蝦夷地にありては各場所に請負人を置き之より運上金を徴し請負人は支配人番人等を遣はしアイヌを使役して漁業を營み後には和人の入稼を許せり。開拓使の時代には請負人を廢し漁場を希望者に割渡し漁業資金を貸與し又は水産物直輸出の方法を講し漁業の發達に努め北海道廳に至りては漁業資金の貸付を廢したるも間接助長の方法に依り施設する所あり又主として水産物利用改進の途を講し以て價格の増加を

計れり。尙水産物の年別價額を示せば左の如し。

年次	鱈	鮭	鱒	鱈	鱒	柔魚	昆布	其他	計
明治四年	一、〇七、五九六	一、三三、九三三	二、六五九	二、五三八	七、〇七	二、六六	一、三三、〇三九	九、九三三	一、三三、〇三九
同十年	二、三三、四九九	三、四三、〇一九	七、〇六五	三、五六六	三、三三六	二、八、五三三	二、八、〇三三	一、二六、四九九	三、一三、〇四六
同二十年	三、〇三、三三三	七、三三、八八五	八、五二五	三、三三九	六、三三九	四、三三三	三、七、七三三	一、三三、三三三	五、三三、八三三
同三十年	一〇、五五、一〇八	一、〇一、四四六	三、六九、八七八	三、八、七三七	三、三、〇三三	一、八、五三三	五、七、七三七	七、八、一三三	一、三三、三三三
同四十一年	七、四二、三三〇	九、三三、八七三	七、七、五〇一	五、五、八〇三	四、〇、六二二	一、六、五三三	八、七、二三四	一、二、九、九三三	三、三三、三三三
同四十二年	五、七六、九八〇	五、八、三三三	一、四、四三六	七、三、四三三	二、九、九八八	三、九、九八八	五、五、八三八	九、六、六三三	九、〇、三三三
同四十三年	四、三三、七三三	八、〇、七三三	五、七、六三三	三、八、八三三	七、六、六三三	五、七、〇〇六	一、三、八、三三三	一、七、三、六三三	一、〇、八、三三三
同四十四年	六、六七、三三三	一、一、四三三、六三三	八、四、八三三	一、六、一三三	七、五、四九九	八、〇、三三三	一、三、三、三三三	二、七、九、九三三	一、三、七、六三三
大正元年	六、七二、三三三	七、六三、三三三	五、六、一三三	二、〇、三三三	七、七、三三三	一、五、四三三、四三三	一、三、九、〇三三	二、三、九、四三三	一、四、三、三三三

第二節 漁業の現況

大正元年に於ける本道水産業者は專業二萬九千四百五十五戸兼業一萬七千七百六十二戸合計四萬七千二百七十七戸にして本道現住戸數の一割四分餘に當り内奥羽地方より移住せる者最も多く北陸諸國の移住者之に次ぐ。同年中の漁獲高即ち高水千

四百二十五萬千二百三十九圓を種類に依り區別すれば左の如し。

種別	數	量	價	種別	數	量	價
鱈	六、七二、三三三	六、七二、三三三	六、七二、三三三	鱈	六、七二、三三三	六、七二、三三三	六、七二、三三三
鮭	一、三三、九三三	一、三三、九三三	一、三三、九三三	鮭	一、三三、九三三	一、三三、九三三	一、三三、九三三
鱒	二、六五九	二、六五九	二、六五九	鱒	二、六五九	二、六五九	二、六五九
鱈	二、五三八	二、五三八	二、五三八	鱈	二、五三八	二、五三八	二、五三八
鱒	七、〇七	七、〇七	七、〇七	鱒	七、〇七	七、〇七	七、〇七
柔魚	二、六六	二、六六	二、六六	柔魚	二、六六	二、六六	二、六六
昆布	一、三三、〇三九	一、三三、〇三九	一、三三、〇三九	昆布	一、三三、〇三九	一、三三、〇三九	一、三三、〇三九
其他	九、九三三	九、九三三	九、九三三	其他	九、九三三	九、九三三	九、九三三
計	一、三三、〇三九	一、三三、〇三九	一、三三、〇三九	計	一、三三、〇三九	一、三三、〇三九	一、三三、〇三九

銀杏草	一〇、九七	三、六五	計	一四、六二
其他		一三、八四		

主要水産物

右の内主要なるものは鯨、鮭、鱒、鱈、鱚、柔魚、海扇、蟹、昆布等にして全道各地殆ど之か漁獲を見るも地方に依り産出に差あり。鯨は後志國より宗谷岬に至る間を豊漁の地とし鮭は石狩國を主とし北見、根室、日高の諸國之に次ぎ鱒は千島國を第一とす。鱈の主産地は津輕海峽方面及膽振、日高國等とし鱚は渡島、後志、天鹽、北見、根室、千島の諸國は日高、釧路二國に多し。柔魚は渡島、後志國等を主とし海扇は北見國に多く蟹は千島國、後島及北見國、尻島之か主産地たり。昆布は根室、釧路、日高、渡島の諸國最も名あり天鹽、北見國等之に次ぐ。

漁獲の取締

往年濫獲の弊ありし爲め鯨、鮭、鱒等は多少減少の傾あるを以て之か保護の必要を認め鮭、鱒人工孵化を奨励し保護河川を定めて湖上産卵を容易ならしめ鯨、鮭、鱒の保護規則を定め漁獲の取締を嚴にせるのみならず其の他鮑、海扇、北寄、海鼠、石菜花等の如きも漁獲採取の期節及體長の制限等を設け直接間接に之か保護蕃殖を圖れり。

水産に關する施設

水産物は漁獲の増加及利用の改進を講ずるは極めて必要のことなるか故に道廳に於ては水産試験場を後必國高島村に置き支場を膽振國千歲、根室國西別に設け本場

漁港

に於ては鯨の燻製、鹽藏、罐詰及各種魚具の製造方法等を試験し又種々の漁撈を行ひ沖合漁業の發達に資し支場は主として鮭、鱒の人工孵化蕃殖を圖り傍ら養殖に關する各種の試験を施し此の外高島村に水産調査所を設け鯨の分布、遷移、習性等其の他各般の調査を施行し漁業上裨益を與へ又巡回教師を置きて水産業の指導をなし若くは民間に於ける鮭、鱒人工孵化場の新設及經營並天然養殖、鮭、鱒の養魚池設備、品評會の開催、新規の漁撈製造養殖に關する試験、所規の漁具、漁船又は漁獲物運搬に關する試験、水産實業教師の備入等に對しては補助金交附の規定を設け奨励を加ふると共に水産組合聯合會及全道六十八の水産組合と八十八の漁業組合を施設せしめたり其結果一般水産業の發達を來し殊に從來水産物の多くは肥料に供するに過ぎざりしか近年鮭、鱒、鱈、蟹、大鮑、鮑、北寄其他數十種を罐詰に製するか如き鯨の鹽藏、燻製及鱈、鮭を節に製するか如き其他製造業の進歩見るべきもの少なからず。本道には漁船を安全に繫泊せしむべき適當の港灣に乏しき爲漁船漁具及漁獲物を流失し不測の損失を招き殊に人命を失ふか如きことも少なからざるを以て道廳は漁港築造の調査設計をなし其數二十二港に及び其内岩内港は地方費の補助を得て第一期工事を竣工せり。

第十章 鑛山

第一節 鑛業の進歩

本道の鑛業は元和元年松前地方に於て砂金を採取せるに始まれるも間もなく中絶するに至り銀、鉛、鐵、硫黃、石炭等の諸鑛も相續て採掘せられしかと皆好結果を見るを得ざりき。開拓使の時代に至り米人を雇聘し全道の地質鑛物を調査せしめ曩に幕府か開坑せる後志國茅沼炭山の改良及新たに石狩國幌内炭山の開坑に著手し起業公債百五十萬圓の下附を受け炭山に通する道路を開き鐵道を敷設し官業として銳意經營する所あり其他民間に於ても諸種の鑛山に著手するもの漸く多きを加ふるに至れり。北海道廳時代に入りては更に鑛床調査を開始し民間の起業を便ならしむると共に時運の進歩は官營の炭山を民業に移すを可とするに至れるを以て之を北海道炭礦鐵道株式會社に拂下げたり。

本道鑛業の進歩

開拓使時代

北海道廳時代

鑛山事務は明治二十三年道廳より農商務省鑛山局に移り爾來數度の官制改革を経て現今は札幌鑛務署の管轄に屬する所なるか往時微々たりし斯業も漸次發達して或は砂金の採取に或は金、銀、硫黃其他諸鑛物の採掘に益々盛況を呈するに至れるは左記鑛産物價額の増加に依り之を知るを得へし。

年次	石炭	硫黃	金銀銅鉛	銅	鐵	鑛	備	石油	砂	金	砂	鐵	合	計
明治八年														一、五七六
明治十年		一、一〇一												一、一〇一
明治二十年		九、〇六六												九、〇六六
明治三十年	三、一〇七、〇〇〇	三三、〇〇〇	九、五											四〇、〇一六
明治四十年	六、六六五、〇〇〇	五三、一七三	二一〇、六三五											七、四〇一、八六三
大正元年	七、六七一、六六三	七九、八八三	金三三九、四一四 銀九八、九八六 銅一、三三一	六五、二五九 六、八八六										九、六七三、八六六

第二節 鑛業の現況

大正元年に於ける全道試掘鑛區數九百十九此面積六億三千二百十二萬餘坪採掘鑛區數二百八十七此面積一億六千三百六十八萬餘坪にして石炭其大部分を占め硫黃、

鑛區數及面積

同 寸 軸 木 箱	同 小 箱 木 地	生 晒 絹 及 石 蠟	取 卸 薄 荷	製 藍	織 物	麻 糸 紡 績	西 洋 紙	和 紙	柳 行 李	疊 麥 類	玻 璃 器	陶 磁 器	漆 器	竹 器	煉 瓦
一、三〇〇、〇〇〇	二、六七八、六八一	五、五七〇、〇〇〇	三、五〇〇、〇〇〇	七、五〇〇、〇〇〇	九、〇〇〇、〇〇〇	一、八五〇、〇〇〇	六、五〇〇、〇〇〇	四、五〇〇、〇〇〇	三、五〇〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇	一、五〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	八、〇〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇
セメント	炭 酸 灰	鹽 化 石 灰	醋 酸 灰	製 革	石 鹼	刷 子	馬 具	諸 機 械	製 鋼	造 船	網 類	製 氷	菓 品	人 造 肥 料	計
二、三〇〇、〇〇〇	一、五〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇

是等工業品は大規模の工場に於て製造せらるゝもの多しと雖亦小規模に製造せら

れ多額の産出を見るもの少なからずして澱粉、薄荷等の如きは其主なるものとす。

以上記したる外製材、精米事業、水力電気及瓦斯事業は共に顯著なるものにして製材、精米の二業は各地に大小の工場あり水力電気は既に工事竣成して營業せるもの六箇所にして燈火用及動力用として使用せらる。就中千歳川に於ける王子製紙株式會社の發電所は規模最も大にして其電力を苫小牧工場に使用し餘力を札幌及小樽に供給す尙同社に於ては電力を用ふる新事業を興す計畫あり。其他大沼の落口なる函館水電株式會社、豊平川に於ける札幌水力電気株式會社、忠別川に於ける旭川電氣株式會社等に次く。尙此外起工認可を受けたるもの數件あり。而して本道は水利に富むを以て將來工業の發達と相俟て益々斯業の勃興を見るに至るへし。瓦斯事業は北海道瓦斯株式會社が經營せるものにして明治四十四年の創立に係り現在札幌、函館、小樽の三區に於て燈火熱用動力用として供給し尙ほ旭川、室蘭、釧路等に漸次擴張すへき計畫あり。

主なる工場

各種工場の重なるものは日本製鋼所室蘭、王子製紙會社苫小牧、苦小牧工場同、富士製紙會社江別、函館船渠會社函館、帝國製麻會社札幌、札幌工場札幌、大日本麥酒會社札幌、札幌工場札幌、東京人造肥料會社函館、函館工場函館、北海道セメント會社上磯、神谷酒

造會社石狩國 旭川區 石橋醬油醸造所小樽區 三井物産會社砂川木工場石狩國 砂川區 小樽木材會社工場小樽區 新田製澁所十勝國 止若 日本皮革會社製澁所十勝國 池田 藤野罐詰所根室國 津別 追分骸炭製造所道南國 札幌製粉會社 札幌等にして其他各種大小の工場は殆ど枚舉に遑あらず。

工業に關する官の施設

現今工業に關する施設に指導及補助の二にして指導は主として家庭的工業の發達を圖るものにして技術員を置き各地に講習會を開催し簡易なる木綿機織、染織等の傳習を爲し補助は器械製絲、足踏及座繰器械購入、製紙組合、機臺購入、町村に於て開催する機業傳習所等に對して交附し相俟つて斯業の獎勵を圖る。

本道の工業は逐年著しき進歩發達を遂げたりと雖水陸產物消流の關係を見るに原産物の儘移出し加工精製せられて本道に逆移入するもの少なからざると本道に於ける工業生産品は未だ以て其需要を充たすに足らざるとに依りて稽ふるときは將來尙事業勃興の餘地多く資本家の企業に俟つ所大なりと謂ふへし。

第十二章 商業

第一節 商業の發達

推新前に於ける内地との取引

輸出入貨物に對する課税

外國貿易

往時の取引は奥羽地方とは比較的多からず西廻航路の諸港中北陸地方を主とし初めは若狭の小濱、越前の敦賀等との取引盛なりしか更に西に進み馬關、大阪等に及ぼすに至れり。東廻航路の諸港は當時航海の不便に依り發達せず幕府が東蝦夷地を直轄するや漸次江戸との取引に増加を來せしも尙大阪との關係に及ばざりき。

松前藩及幕府直轄時代にありては福山、江差、函館等に沖の口番所を置き輸出入の貨物を檢し税金を徴收せり。開拓使に至り改めて海官所となし函館、壽都、幌泉、手宮の四港に之を置き課税したりしか明治五年民力休養の爲め三箇年間課税を免し次て入港税を廢止せり。海官所は更に船政所と改稱し從前の一港を罷め新に四港に増設せるも北海道廳の初め出港税の廢止と共に之を撤し商業上の利便を計れり。

外國貿易は安政六年幕府直轄時代函館を開きしに始まるも本道の商賈は概ね資力乏しかりし爲め價格は常に清商の左右する所となりしかは開拓使は直輸出を圖り資本を貸與し會社を上海に設け此弊を除かんとせしも好結果を得ざりしを以て之

を閉鎖し更に方法を改め商會を設立せしに一時盛況を呈せしも數年ならずして再び不振に陥り目的を達するを得ざりき。爾來急激の方法に依ることを廢し専ら民力を培養し堅實なる進歩發達を企圖せし結果府縣との取引増加するに伴ひ海外貿易の額亦漸次増加し殊に露領に對する漁業貿易は逐次著しき進歩を呈せり。左に表を掲げて進歩の状態を示さん。

年次	管外移出入		管內移出入		外國輸出入	
	移出	移入	移出	移入	輸出	輸入
明治九年	二、四七九、六七三	一、九五五、五五九	四、四三五、一八九	三、〇〇八、八	四、四六、四〇	三、〇〇八、八
同二十年	五、六三三、〇四三	六、五三三、九九九	一、二、八六〇、五三三	七、五五、四七六	七、五五、四七六	一、二、八六〇、五三三
同三十年	三、六、二六、七〇	四、〇九、一、三三三	七、九、〇、七、〇三三	二、四、〇〇、〇、六五五	二、四、〇〇、〇、六五五	七、九、〇、七、〇三三
同四十年	五、七、五、四、四四四	七、三、八、六、八三三	一、〇、〇、〇、三、四七七	二、一、六、三、三、九二七	二、一、六、三、三、九二七	一、〇、〇、〇、三、四七七
同四十四年	八、五、〇、七、二七四	七、七、七、六、二一〇	一、六、三、三、三、四六四	九、七、三、三、五、〇一〇	九、七、三、三、五、〇一〇	一、六、三、三、三、四六四

商業の進歩するに伴ひ銀行の設立せらるゝもの逐年其數を増加し營業の成績亦甚た良好なり。取引所は明治二十七年の創立にかゝり商業會議所は翌二十八年之を設置せり。商事會社の類亦近年著しく増加するに至れり。

第二節 内國貿易

明治四十四年に於ける管外移出入額は前に記せるか如く移出八千五百六十萬餘圓移入七千五百七十六萬餘圓合計一億六千三百三十七萬餘圓にして之を種別すれば左の如し。

港	移出入	水産物		農産物		礦産物		工業物		林産物		其他		計
		移出	移入	移出	移入	移出	移入	移出	移入	移出	移入	移出	移入	
小樽	同	一三、六六、六四九	一三、三三、〇六六	九、〇〇、四九七	一、七七、五五八	三、九六、二五九	一、六、二、四、五五	二、九八、七〇六	二、九八、七〇六	二、九八、七〇六	二、九八、七〇六	二、九八、七〇六	二、九八、七〇六	一、〇、〇、〇、〇
函館	同	一九、〇六、九六八	四、三三、九五六	九、三三、六〇〇	二、四七、三三六	二、三九、一七〇	二、三九、一七〇	二、三九、一七〇	二、三九、一七〇	二、三九、一七〇	二、三九、一七〇	二、三九、一七〇	二、三九、一七〇	一、〇、〇、〇、〇
室蘭	同	六八、三五、六三七	九、三三、六〇〇	一、二九、五、六四〇	四、六三、八三三	二、一、九、七、八五二	一、一、九、七、八五二	一、一、九、七、八五二	一、一、九、七、八五二	一、一、九、七、八五二	一、一、九、七、八五二	一、一、九、七、八五二	一、一、九、七、八五二	一、〇、〇、〇、〇
釧路	同	一三、六、七、七六二	一、五、〇、〇、四六〇	一、五、〇、〇、四六〇	三、三三、二七七	三、三三、二七七	三、三三、二七七	三、三三、二七七	三、三三、二七七	三、三三、二七七	三、三三、二七七	三、三三、二七七	三、三三、二七七	一、〇、〇、〇、〇
根室	同	四、三、七、一、六五五	一、五、〇、〇、四六〇	一、五、〇、〇、四六〇	一、〇、〇、〇、〇	一、〇、〇、〇、〇	一、〇、〇、〇、〇	一、〇、〇、〇、〇	一、〇、〇、〇、〇	一、〇、〇、〇、〇	一、〇、〇、〇、〇	一、〇、〇、〇、〇	一、〇、〇、〇、〇	一、〇、〇、〇、〇
江差	同	一、〇、〇、〇、〇	一、〇、〇、〇、〇	一、〇、〇、〇、〇	一、〇、〇、〇、〇	一、〇、〇、〇、〇	一、〇、〇、〇、〇	一、〇、〇、〇、〇	一、〇、〇、〇、〇	一、〇、〇、〇、〇	一、〇、〇、〇、〇	一、〇、〇、〇、〇	一、〇、〇、〇、〇	一、〇、〇、〇、〇
壽都	同	三、四、五、六、七三三	一、二、九、五、六四〇	一、二、九、五、六四〇	一、〇、〇、〇、〇	一、〇、〇、〇、〇	一、〇、〇、〇、〇	一、〇、〇、〇、〇	一、〇、〇、〇、〇	一、〇、〇、〇、〇	一、〇、〇、〇、〇	一、〇、〇、〇、〇	一、〇、〇、〇、〇	一、〇、〇、〇、〇
岩内	同	一、一、三、五、二二五	七、八、三、三、七	七、八、三、三、七	七、八、三、三、七	七、八、三、三、七	七、八、三、三、七	七、八、三、三、七	七、八、三、三、七	七、八、三、三、七	七、八、三、三、七	七、八、三、三、七	七、八、三、三、七	一、〇、〇、〇、〇
留萌	同	一、一、三、五、二二五	七、八、三、三、七	七、八、三、三、七	七、八、三、三、七	七、八、三、三、七	七、八、三、三、七	七、八、三、三、七	七、八、三、三、七	七、八、三、三、七	七、八、三、三、七	七、八、三、三、七	七、八、三、三、七	一、〇、〇、〇、〇
稚内	同	三、四、五、六、七三三	一、二、九、五、六四〇	一、二、九、五、六四〇	一、〇、〇、〇、〇	一、〇、〇、〇、〇	一、〇、〇、〇、〇	一、〇、〇、〇、〇	一、〇、〇、〇、〇	一、〇、〇、〇、〇	一、〇、〇、〇、〇	一、〇、〇、〇、〇	一、〇、〇、〇、〇	一、〇、〇、〇、〇

移入超過	移出超過	計		其他港	網走
		同	同		
三、六三、九〇	三、六三、九〇	三、六三、九〇	三、六三、九〇	三、六三、九〇	三、六三、九〇
五、七三、八四三	五、七三、八四三	五、七三、八四三	五、七三、八四三	五、七三、八四三	五、七三、八四三
四、二六、六三九	四、二六、六三九	四、二六、六三九	四、二六、六三九	四、二六、六三九	四、二六、六三九
二、一、三、七〇〇	二、一、三、七〇〇	二、一、三、七〇〇	二、一、三、七〇〇	二、一、三、七〇〇	二、一、三、七〇〇
四、六五、一、三三六	四、六五、一、三三六	四、六五、一、三三六	四、六五、一、三三六	四、六五、一、三三六	四、六五、一、三三六
四、四六、三、五〇〇	四、四六、三、五〇〇	四、四六、三、五〇〇	四、四六、三、五〇〇	四、四六、三、五〇〇	四、四六、三、五〇〇
九、八四三、〇八四	九、八四三、〇八四	九、八四三、〇八四	九、八四三、〇八四	九、八四三、〇八四	九、八四三、〇八四

以上各種目中重なるもの、品目を掲ぐれば、移出品にありては水産物は魚粕、鹽鮭、鯛、鯨、鹽鮭、鯨身、缺鯨、乾鯨等を主とし、錫、乾海扇、乾魚、鮮魚、鯨白子、鯨笹目、開鯨、棒鯨、鹽鯨、鮭筋子、煎海鼠等之に次ぎ農産物は大小豆、蕒、菜豆、豌豆、小麥、燕麥等を主たるものとす。鑛産物は石炭第一位に在りて硫黄、銅等之に次ぐ。工業品は西洋紙、骸炭、燐寸軸木、亞麻製品及纖維、生糸等を主とし、林産物は木材、下駄材、樹皮、鐵道枕木等とす。移入品にありては水産物は鯨粕、食鹽、乾鯨、昆布、魚油、鯛、鹽鮭、鯨節、鯨身、缺鯨等にして、食鹽、鯨節の外は樺太及青森縣の産出に係る。鑛産物は石油、鋼、鐵地金類を主とし、工業品は吳服太物、清酒、煙草、砂糖、金物類、鐵材、小間物、漁網、紙類、綿、醬油、糸類、罐詰、陶磁器、藥品、味噌、茶、セメント、人造肥料、菓子、衣類、洋酒、毛織物、麵類、小麥粉、漬物、煉瓦、壘表、釘、鐵道用鐵材、機械類、硝子板、壘種油、粉類、藥細工等其種類最も多く林産物は竹類、木材等とす。

主なる商港

商港の主なるものは小樽、函館の二港なり。小樽は本道北西海岸地方、石狩原野に於ける貨物の集散地にして、函館は本道南東海岸地方の商權を握れるのみならず、露領漁業貿易品の經由地に當り、共に出入の船舶輻輳し、盛況を呈す。此の二港に次ぐものは室蘭、釧路、根室、岩内、壽都、江差、網走、留萌、稚内等の諸港にして、其他の港灣は未だ價値の認むべきもの少なし。

主なる取引地

府縣の取引地は往時の如く一局部に限らず、其範圍頗る廣く、就中東京、横濱、大阪、神戸、四日市、名古屋、敦賀、伏木、直江津、新潟、青森等を最も重要なるものとす。道内の商業も拓殖の進歩に伴ひ、年と共に隆盛に向ひ、前記諸港の外、札幌、旭川、倶知安、余市、岩見澤、士別、名寄、増毛、野付牛、浦河、其他各地に大小の市場を見るに至れり。

主なる商業地

銀行は本道に本店を有するもの十四、其支店三十三、府縣に本店を置き、本道に支店を有するもの二十一あり。金融の状態は漸次良好に赴けるも、銀行以外の金錢貸借は利率高くして、將來改善を要する點なきにあらず。商業會議所は小樽、函館、札幌の三区に在りて、商業の發達に與て力あり。取引所は曾て函館、小樽、江差の三箇所に設立せられしも、現今は小樽米穀取引所を存するのみ。物産陳列場は道廳の經營に屬し、札幌區に在り、産業に關する智識の普及、並企業心を促進すると共に、一面商業上裨益

金融の状況

第三節 外國貿易

函館の開港に次ぎ小樽、室蘭、釧路、根室の四港を開き外國貿易港となす。外國貿易は之を分ちて普通貿易、漁業貿易の二とし専ら露領に對して行はるゝものを漁業貿易と稱し然らざるものを普通貿易と謂ふ普通貿易に於ける輸出品は海産物にありては昆布、鰯、煎海鼠、貝柱、乾鱈、鱈、鹽鱈等にして函館より清國に輸出し農産物にありては玉葱、苹果等を主なるものとし小樽より浦鹽、斯德及支那、關東洲に輸出す。鑛産物にありては硫黄を函館より北米合衆國、濠洲に石炭を室蘭及小樽より東亞諸港に輸出し林産物にありては鐵道枕木、角材等にして小樽、室蘭、釧路の諸港より支那及歐米諸國に輸出す。輸入品は石油、鐵材等を主とし磷礦石、パラフィン油等之に次ぐ。漁業貿易は普通貿易と其の性質を異にし輸出入の大部分は函館港を経由し其輸出は漁業用品にして出漁者の投資を含み輸入は魚類にして投資の回收と見るべきものとす。

普通貿易

漁業貿易

明治四十四年に於ける外國貿易額左の如し。

港	普通貿易		漁業貿易		合計	
	出	入	出	入	出	入
函館	1,010,140	1,878,100	100,000	4,673,565	3,995,883	4,621,365
小樽	1,010,140	1,625,580	222,222	4,133,453	1,133,453	5,685,111
室蘭	899,334	499,674	100,000	2,338,000	938,000	4,000,000
釧路	589,669	—	—	—	589,669	—
根室	27,533	—	—	—	27,533	—
計	7,538,846	7,203,300	2,222,222	11,145,025	9,766,100	15,833,883

第十三章 交通

第一節 交通の沿革

松前藩の時代に於ては道路の開鑿を疎にしたる爲め完全なる通路なく概ね海路船舶に依りしを以て其不便名状すへからさりしか幕府直轄時代に至り各所の山道を開鑿し旅宿所を建て官馬を備へ旅客貨物の運搬に便ならしむると共に官船を備へ

松前藩時

海路の便を圖る所あらしも未だ不便の域を脱する能はさりき。開拓使以後にありては巨費を投して函館札幌間其他樞要の連絡道路を開鑿し驛遞を設け人馬繼立宿泊に便ならしめ鐵道を敷設し郵便電信電話の設備を爲し又最初官船を以て海上運輸に充てたるも民間航海業の發達するや補助金を與へて定期航路を開く等逐次交通の完備に努むる所あり明治維新後に於ける僅々四十餘年間の進歩は實に驚くべきものありとす。尙定期航路の補助は明治十二年三菱會社に對し之を與へたるを始とし郵便は明治五年公衆電信は明治八年開始し鐵道は明治十三年小樽札幌間に敷設せるを以て嚆矢とす。

第二節 道路驛遞渡船

開拓使以來道路の開鑿せしもの二千八百五十七里あり。其内國道は延長百四十三里にして函館より長萬部、俱知安を経て札幌に至るものと室蘭より近文に至るものととの二線あり縣道は二十一線延長千二十六里にして其他は里道なり。尙明治四十三年以降十五年計畫案の定むる所に依り道路の開鑿工事を施行し該期間満了の曉

には全道路總延長少くとも四千五六百里に達せしむべき豫定なり。道路の開鑿と共に旅舎及人馬繼立の便なき地方には驛遞所を置き官費を以て建物馬匹の幾部若くは全部の設備を爲し取扱人を置き手當を支給して旅客の通行貨物の運搬に備ふる所あり大正二年に於ては其の數二百三十九箇所に達せり。未だ橋梁の架設なき河川には渡船を設置し手當金及船其他の物件を給與す。大正二年末に於て國費及地方費に屬するもの二百三十四箇所、私設に係るもの百九十二箇所あり。

第三節 鐵道

鐵道は函館を基點とし小樽、札幌、旭川、帶廣を経て釧路に至る幹線と岩内、室蘭、留萌、網走の諸港夕張、幌內、歌志內等の諸炭山及留邊藥に至る支線とあり。總延長八百五十三哩餘にして此外工事中に屬するもの數線あり近く竣成を見んとす。又私設に係る輕便鐵道數線あり其内苦小牧輕便鐵道株式會社の經營せるものは苦小牧を基點として佐瑠太に通し旅客貨物の運搬上同地方を裨益する所尠少なからず

道軌

而して其他は木材、石炭等貨物の運搬に使用するものとす。此外市街にありては函館に電氣鐵道札幌旭川に馬車鐵道あり。

第四節 航海及港灣の修築

航路

國費補助の定期航路は函館網走擇捉線、函館小樽線、函館釧路線、函館日高線、小樽網走線、小樽稚内線、小樽天鹽線、石狩川線、根室近海線、函館瀬棚線等にして受命者五、使用汽船十五隻あり何れも航路附近の要地に寄港す。

本道府縣間の航路は東廻線西廻線及本州連絡線にして西廻東廻の二線は神戸又は横濱間を往復するものを主要なるものとし本州連絡は鐵道院船を以てする函館青森間と郵船株式會社船を以てする室蘭青森間の二航路あり。又本道と樺太との間には函館及小樽を起點とする定期航路數線あり樺太廳に於て補助を與ふ。外國航路には日本海線ありて函館小樽に寄港し其航路は多く横濱神戸を經由せり。

船舶

本道在籍船舶は西洋形登簿汽船百五十一隻總噸數四萬四千二百二十九噸同帆船百二十九隻總噸數一萬三千六百六十三噸にして此外西洋形不登簿汽船四十六隻同帆船

港灣

十七隻日本形船五十石以上百四十八隻あり此内補助航海船を除くの外は皆隨意に航海に従事す。

航海頻繁となり各港出入船舶の數多きを加ふると共に港灣の改良は忽にすへからざるを以て道廳は夙に之か調査設計をなし漸次修築の方針を採り十五年計畫に於ては函館、室蘭、釧路、根室、網走、稚内、留萌、小樽の八港を修築する豫定にして小樽、釧路、留萌、函館の諸港は既に其工事に着手せり。

第五節 郵便電信及電話

郵便局は大正元年に於て其數四百二十五あり。今や全道各地殆ど郵便電信を通せざるなく且つ郵便電信の發着數は人口に比し其割合多し。大正元年に於ける發着數左の如し。

郵 便	取 集	七四、九二〇、二〇二	配 達	八一、四九〇、一四九
小 包 郵 便	同	一、〇八一、〇四九	同	一、七五四、八八六
電 信	發 信	二、五五六、七〇四	受 信	二、八六四、一六六

電話は明治三十三年函館、小樽、札幌に交換局を置き通話を開始せる以來各地に及ぼ

し樞要の市街には概ね之か設置を見るに至れり。

第十四章 教育

第一節 教育の進歩

小學教育は明治四年開拓使の函館、札幌に公學校を設けしに其端を發す。爾後移民の増加に従ひ學校を増設し小學教育の普及を圖れる結果今や僻陬の地と雖教育機關の設備を見るに至れるのみならず向學の氣運は漸次中等學校の設置を促し現に二十餘の校數を算し且つ東北帝國大學農科大學及小樽高等商業學校に於ては高等の教育を授くるか如き大小の教育機關概ね備はるに至れり。

第二節 教育の現況

兒童就學
歩合

大正元年に於ける學齡兒童數二十五萬二千二百二人に對する就學兒童數二十四萬八千三百五十人にして就學歩合百人に對し九十八人強に當り新開地としては成績頗る良好なりとす。

小學教育

公立小學校は分教場を合せ尋常科六百八十九校尋常高等科二百九十校にして其施設府縣と同一なれとも發達の程度未だ低くして小學校設置の負擔に堪へざる村落に對しては特別教育規程を設け教育所を以て代用し設備を簡易にして經費を節減するを得せしめ又特別教授なる制度を設け年齢十歳以上にして始めて就學する兒童及舊土人の兒童又は農村漁村等に於て期節を限り出稼する者或は通學困難の場所にある者の兒童に對し就學の便を得せしむ。教育所は其數三百二十四校あり教員俸給の幾分を地方費より補助す。舊土人兒童の教育は國費を以て尋常小學校二十一を設置し此外委託料を交附して教育せしむるもの三十校あり其兒童の就學歩合は百人中九十三人八分に當れり。

中等教育

中等教育に關する諸學校は師範學校應立二札幌區函館區中學校應立六札幌區函館區小樽區旭川區釧路町私立一札幌區高等女學校應立四札幌區旭川區函館區私立一札幌區實業學校應立六函館區小樽區各一校あり各一校あり見區町立四札幌區函館區各一校あり各一校あり。

高等教育

高等教育の學校は小樽區に高等商業學校札幌區に東北帝國大學農科大學あり。農科大學は舊と札幌農學校と稱し明治五年の設立に係り明治三十九年大學と改稱せられたるものにして古き沿革を有するのみならず幾多の卒業生を出し拓殖事業に貢獻せし所多し。

教育會、圖書館

本道には法人組織の教育會數個あり就中北海道教育會は教員講習會を開催し其他教育上力を盡すこと少なからず。又函館札幌外數箇所圖書館あり中にも函館圖書館は最も整頓せり。

第十五章 神社及宗教

第一節 神社及宗教の沿革

明治維新前和人住居地には夙に神佛を奉祀し蝦夷地にありても運上屋の所在地には概ね辨天社稻荷社等を建て、航海の安全魚漁の豊收を祈り神佛崇敬の念甚た盛

なるものありき。明治二年勅裁を以て大國主神外二神を祀り拓地殖民の守護神と定めらる是れ官幣大社札幌神社なり。開拓使に於ては神佛混淆を禁し社寺の區別を明かにせり。爾來移住者の増加に従ひ各地に神社佛堂の設立を見るのみならず基督教其他各種の宗教も漸次傳播せらるゝに至れり。

第二節 神社及宗教の現況

神社
佛寺

官幣大社札幌神社は全道の守護神にして庶民の崇敬殊に厚く國幣中社函館八幡宮江差の縣社姥神大神宮小樽の縣社住吉神社之に次ぐ。其他郷社四十八村社百九十八あり無格社に至りては現今甚しき僻地にあらされは概ね之か設置を見る。佛寺は天臺宗六、眞言宗三十九、淨土宗八十三、臨濟宗九、曹洞宗百五十五、眞宗三百七十一、日蓮宗五十五、時宗一、法華宗三、總計七百二十二を算し此外境外佛堂四十七、説教所及教務所五百九あり膽振國有珠郡の淨土宗善光寺釧路國厚岸郡の臨濟宗國泰寺日高國様似郡の天臺宗等樹院等は幕府直轄時代の創立にして著名の古刹なり。

諸宗の内眞宗は最も多くの信徒を有し曹洞宗浄土宗日蓮宗等之に次く。凡そ新開地にありては先づ社は假りに之を構造し寺は説教所として簡易なる設備をなし民力の發達を俟て社殿を建て佛堂を造る順序なりと雖其初め設備整はされは却て神佛の威嚴を冒瀆する虞あるを以て創立の要件を定めて監督する所あり。惟ふに蒸藜の地に移住し四隣郷貫を異にせるか如き場合に於て自ら其寂寞を慰め士着事業に精勵するは實に信仰の力に依ること多く宗教か拓殖に貢獻せし所蓋し尠からすと謂ふへし。

神道教會
基督教

其他神道各派の教會所は總計百九十ありて其内天理教最も多く神道金光黒住の諸教之に次く而して其信者は下流の人多數を占むるか如し。基督教は都會の地に盛なれとも比較的普及せず會堂及講義所の數日本聖公會三十一、組合基督教會十一、日本基督教會十二、ハリスト正教會十、天主教教會九、日本メソヂスト教會六、浸禮教會四其他一あり。

第十六章 衛生

第一節 衛生の沿革

往時福山江差の如き和人居住地にありては衛生狀態内地諸國と異なる所なかりしもアイヌは全く衛生思想を缺けるか爲め蝦夷地にありては天然痘麻疹等の流行に際し常に傳播甚しく多數の死亡者を出し戸口は漸次減少の傾ありき。

開拓使に至り全道樞要の地に病院を設け函館札幌の兩所に醫學所を建て醫員を養成し廣く種痘を施し傳染病の豫防に努め其後更に簡易なる醫學教育所を設け函館に檢疫所を置き衛生上施設する所少なからず。爾來年所を経るに従ひ病院醫師の數大に増加し且つ衛生思想漸次普及するに至れるのみならず交通の便加はり物資の供給亦昔日の比にあらざるを以て衛生の狀況逐年改善の途に向ひつゝあり。

第二節 衛生の現況

本道に於ける傳染病中其數多きは腸窒扶斯實扶埜里亞にして斯病は其發生夙かり

傳染病

し爲め全道に瀰蔓し殆ど地方病たらしとするの傾向を有す。今大正元年の全道傳染病患者の割合を示せば

病名	患者數	人口一萬に對する割合	死亡數	患者百人に對する割合
腸 瘻 扶 扶 斯	一、〇二四	五・八九	一八八	一八・三六
實 扶 延 里 亞	一、二四四	七・四六	三一三	二五・一六
バ ラ チ フ ス	二二四	一・三四	二六	一一・六〇
赤 痢	一〇八	〇・六五	二一	一九・四四
痘 瘰 紅 瘡 熱 痢	三八	〇・二二	三	七・九〇
	三	〇・〇二	一	七・九〇

以上の如く八割五分餘を占むるも衛生の施設整ひし結果其死亡者數多からず又其他の諸病に至りては常に豫防を怠らざる爲め患者數甚た少なく殊に虎列拉、ベストの如きは近年絶えて之が發生を見ず。前掲以外に肺結核、トラホーム、花柳病等の疾患あるも之か治療及豫防の方法に就ては注意を加ふる所なり。又間歇熱、水腫病等に罹る者間々あるも前者は濕地多き原野の新移住者に見るのみにして開拓の進捗と共に漸次減少し後者は衛生極めて不完全なる土木工夫漁夫等に之を見るのみ。全道醫師の數は大正元年現在千八十二人にして人口の割合よりすれば敢て少なき

醫師

病院

飲用水

にあらざるも交通不便の僻地及島地にありては其缺乏に苦しむを以て地方費より補助を與へ村醫を置かしむ。藥劑師は百十一人産婆七百九十一人あり。病院は公立十、私立百三十にして札幌、函館、小樽等にある公立病院は規模大にして設備に間然する所なし。慈善的病院は小樽、慈惠病院外二三あり。飲用水は概ね井水を用ひ泥炭地若くは濕地等に在るものを除く外は其質概ね良好なり。新に未開地に入り井を穿つ暇無きものは河水を用ふるも是等は多く上流の地にして水質を汚毒すること無きを以て危害を被ることなし。函館、小樽、岩見澤等には水道の設備あり函館、小樽の水道は何れも約十五萬人に供給するを得へし其他水道設備の計畫あるもの數箇所あり。

北海道拓殖の進歩 終

北海道拓殖の進歩の正誤

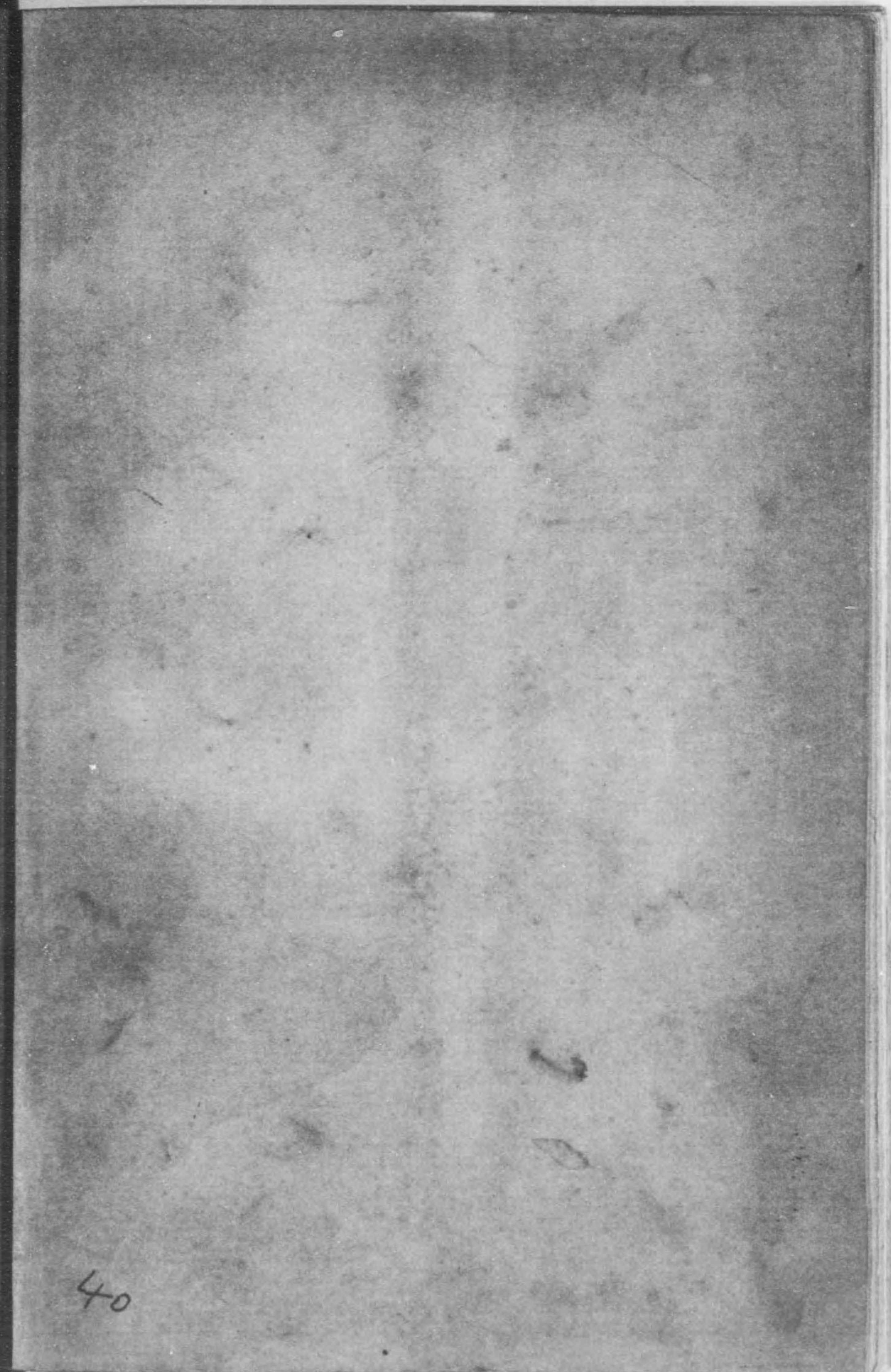
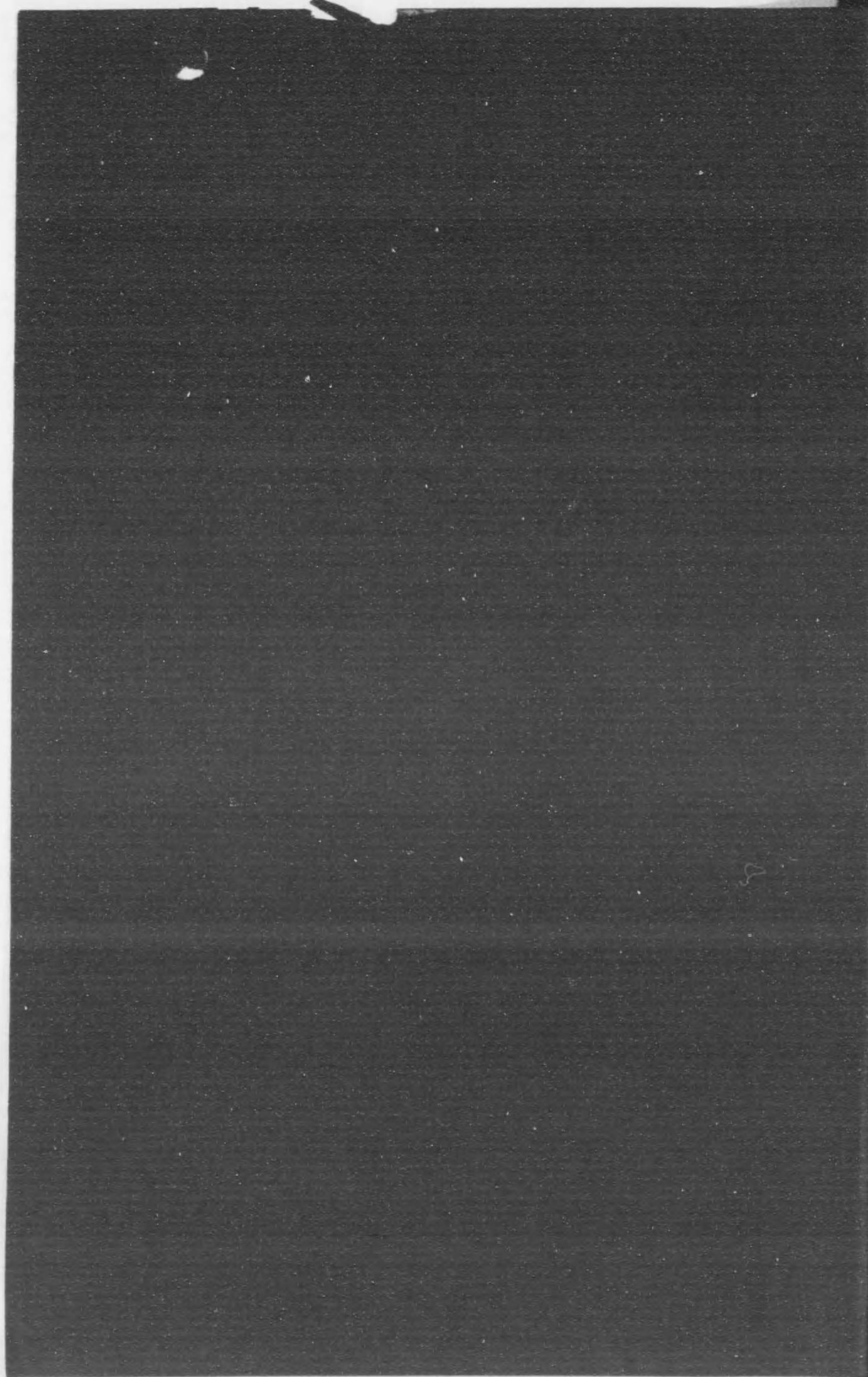
頁数	行數	誤	正	頁数	行數	誤	正
二一三	留萌	留萌(以下同し)	七〇一	八夕張	石狩	石狩	石油寶田各會社村
六	居住嚙矢	居住の嚙矢	七一	石油會社等	井鑛業部等	井鑛業部等	贈振、日高、十勝、下駄、時材、樹皮、共に
六	長録	長録	同	二贈振、十勝	贈振、日高、十勝、下駄、時材、樹皮、共に	關東州	關東州
九	箱館奉行	松前奉行	八〇	下駄材、樹皮	關東州	關東州	關東州
同	五稜郭	五稜郭	八一	共は	關東州	關東州	關東州
一四	計直	計直	八二	關東州	關東州	關東州	關東州
同	協贊	協贊(以下同し)	八四	一所未た	關東州	關東州	關東州
一八	選定	撰定	八五	九劍路に至る幹線	關東州	關東州	關東州
一九	一班	一班	同	走、上磯の	關東州	關東州	關東州
二二	封強	封強	同	諸炭山、瀧川下當	關東州	關東州	關東州
三二	附典	所結	同	走の	關東州	關東州	關東州
三三	處轉	所結	同	諸炭山及留邊榮	關東州	關東州	關東州
三四	三處轉	所結	同	諸炭山及留邊榮	關東州	關東州	關東州
五〇	六推	大なるも	同	諸炭山及留邊榮	關東州	關東州	關東州
六〇	一五	種寄賣、付又は拂下	九〇	魚流	關東州	關東州	關東州
六一	二種寄拂下	種寄賣、付又は拂下	九一	等樹院	關東州	關東州	關東州
七〇	三種別するは	種別すれば	九二	メソドスト	關東州	關東州	關東州
同	沙流郡	新冠郡	九二	メソドスト	關東州	關東州	關東州

大正三年九月十五日印刷
大正三年九月二十日發行

北海道廳拓殖部

印刷者 山 中 國 松
札幌區北一條西三丁目二番地

印刷所 文 榮 堂 活 版 所
札幌區北一條西三丁目二番地
電話 百六十番



40

20

終